

令和8年度（小・中・義務教育学校）

# 新しく先生となるみなさんへ



愛知県教育委員会



# 目 次

I	はじめに	1
II	教員の心構え	5
III	教員の一日	
1	一日のスタート	9
2	朝の会	11
3	学校の教育計画と指導計画	12
4	授業の計画	13
5	教員の一言	14
6	板書・ノート	15
7	発問の仕方	15
8	評価の在り方	17
9	信頼の絆 ―コミュニケーションの立場から―	19
10	教科書及び補助教材	21
11	いじめを防ぐには	22
12	不登校児童生徒の指導	25
13	暴力行為等問題行動の指導	27
14	事故が起きたら	28
15	健全な発育のために	33
16	児童生徒と一緒に過ごすことのできる休み時間に	34
17	補欠授業	35
18	給食指導	36
19	清掃	37
20	帰りの会（終わりの会）	38

21	放課後の過ごし方	39
22	部活動	39
23	会議	41
24	退勤	41

#### IV 教員として知っておくべきこと

1	学級経営	42
2	生徒指導	44
3	家庭との連携	48
4	家庭・地域での生活	49
5	学級事務	50
6	キャリア教育	51
7	現職教育	52
8	学校保健	53
9	学校安全	55
10	食に関する指導	58
11	特別支援教育	59
12	人権教育	61
13	社会人としてのマナー	65
14	研修・勤務条件	67
15	愛知県の教育行政組織	76
16	教員の身分と服務	77
17	福利厚生制度	80
参考	授業づくりや学級指導、生徒指導等に役に立つサイト	82

## I はじめに

本書「新しく先生となるみなさんへ」は、教員としての第一歩を踏み出されたみなさんが、教員としての資質や実践的指導力の向上を図ることを願い、編集しました。みなさんのあふれんばかりの情熱とみずみずしい感性を十分に発揮され、愛知の教育に新風を吹き込まれることを大いに期待しています。

さて、「教員」とは、どのような立場でしょうか。辞令を受け学校に赴任し、教壇に立てば教員と言えるのでしょうか。私たちは、教育的愛情をもって使命を全うし、児童生徒が成長できるように真摯に取り組むことで、初めて教員と言えることになるでしょう。ところが、教育現場は日々千変万化であり、明日はまた新たな局面を迎えることも多いため、常に教員であり続けるには相当の努力が必要です。ベテランでさえ、明日もまた教員であるために、常に自分を高めることができるよう切磋琢磨しています。児童生徒や保護者の信頼に応え続けるためには、学習指導や生徒指導の力量だけでなく、教員力の基盤となる人間性も高めていく姿勢をもたなくてはなりません。

社会情勢の大きな変化等、児童生徒を取り巻く環境は大きく変化しています。しかし、私たちが目標とする児童生徒の姿は本質的には変わるものではありません。これからの社会を支え、さらに発展させていく、かけがえのない児童生徒一人一人が個性を発揮し、困難な場面や新たな課題に出会っても、それらを解決し、乗り越えていくような未来を切り拓く力を身に付けさせることが教員の責務です。そのために、児童生徒の成長を願い、教員としての自分の在り方を常に問い続ける者こそ、教員たり得るのです。児童生徒とともに歩み、自ら成長できる教職に誇りを持ち、日々の研究と修養にたゆまぬ精進を続けられるよう切に希望しております。

令和8年4月

愛知県教育委員会

## 令和8年度 初任者研修

### 1 目的

初任者研修は、新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、必要とされる素養、指導力、マネジメント力といった資質・能力を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

### 2 研修日数・内容

#### (1) 校内研修（年間150時間以上）

ア 週5時間を基本とする。

イ 指導教員及び拠点校指導教員を中心にして、全校指導体制の下に、週5時間を基本として、年間30週を原則とする。

#### (2) 校外またはオンラインでの研修（年間17日以上）

ア 研修日は、長期休業中以外は原則として水曜日とする。

イ 愛知県総合教育センターによる校外またはオンライン研修（9日）

〈小学校初任者〉

回	研 修 領 域
1	開 講 行 事 基 礎 的 素 養 【オ ン ラ イ ン】
2	基 礎 的 素 養 学 級 科 経 営 教 生 徒 指 導
3	基 礎 的 素 養 教 科 指 導
4	基 礎 的 素 養 小 学 校 外 国 語 【オ ン ラ イ ン (e ラ ー ニ ン グ)】
5	基 礎 的 素 養 生 徒 指 導 【オ ン ラ イ ン】
6	基 礎 的 素 養 学 特 級 別 経 営 特 別 活 動
7	基 礎 的 素 養 学 級 科 経 営 教 生 徒 指 導
8	基 礎 的 素 養 教 特 生 別 指 活 指 導 キ ャ リ ア 教 育 (進 路 指 導)
9	基 礎 的 素 養 学 生 閉 級 徒 講 指 行 講 行 導 事

〈中学校初任者〉

回	研 修 領 域
1	開 講 行 事 基 礎 的 素 養 【オ ン ラ イ ン】
2	基 礎 的 素 養 学 級 科 経 営 教 生 徒 指 導
3	基 礎 的 素 養 教 科 指 導
4	基 礎 的 素 養 【オ ン ラ イ ン (e ラ ー ニ ン グ)】
5	基 礎 的 素 養 生 徒 指 導 【オ ン ラ イ ン】
6	基 礎 的 素 養 学 特 級 別 経 営 特 別 活 動
7	基 礎 的 素 養 学 級 科 経 営 教 生 徒 指 導
8	基 礎 的 素 養 教 特 生 別 指 活 指 導 キ ャ リ ア 教 育 (進 路 指 導)
9	基 礎 的 素 養 学 生 閉 級 徒 講 指 行 講 行 導 事

#### (3) その他

- ① 詳細は、後日、愛知県総合教育センターから連絡する。
- ② 東三河教育事務所管内については、別計画で実施する。
- ③ 教育事務所・市町村教育委員会による校外研修（8日）は、各教育事務所及び各市町村教育委員会の研修指導計画による。

## 令和8年度 新規採用養護教諭研修

### 1 目的

新規採用養護教諭研修実施要項（愛知県教育委員会）に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、必要とされる素養、指導力、マネジメント力といった資質・能力を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

### 2 研修日数・内容

#### (1) 校内研修

ア 校長等を中心とする指導による教職一般研修（30時間程度）

イ 研修指導員等を中心とする指導及び助言による専門研修（1日4時間、年間15日、60時間）

#### (2) 校外またはオンラインでの研修

愛知県総合教育センターが実施する研修（10日）

##### ア 合同研修（1日）

回	研 修 名
5	各校種の初任者研修と合同

##### イ 養護教諭のみの専門研修（9日）

回	主 な 研 修 内 容
1	開講行事【オンライン（eラーニング）】
2	学校安全と危機管理、救急処置の理論と実際
3	人権教育、学校環境衛生及び感染症、保健室経営
4	児童生徒の健康課題に沿った研究の進め方
6	発達障害についての理解と支援、学校現場の職場ストレスとその対処法、性の多様性についての理解【オンライン（eラーニング）】
7	特別支援教育、学校保健組織活動、健康診断
8	健康観察と個別指導、情報モラル教育とICT活用、フィジカルアセスメント
9	保健教育、健康相談、職務上の課題とその対応
10	学校保健関係法規、閉講行事【オンライン】

## 令和8年度 新規採用栄養教諭研修

### 1 目的

新規採用栄養教諭研修実施要項（愛知県教育委員会）に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、必要とされる素養、指導力、マネジメント力といった資質・能力を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

### 2 研修日数・内容

#### (1) 校内研修

ア 校長等を中心とする指導による教職一般研修（30時間程度）

イ 研修指導員等を中心とする指導及び助言による専門研修（1日4時間、年間15日、60時間）

#### (2) 校外またはオンラインでの研修

愛知県総合教育センターが実施する研修（10日）

##### ア 合同研修（2日）

回	研 修 名
4	いじめ・不登校児童生徒の在り方、特別な支援を必要とする子どもへの指導【オンライン】
5	各校種の初任者研修と合同

##### イ 栄養教諭のみの専門研修（8日）

回	主 な 研 修 内 容
1	開講行事【オンライン（eラーニング）】
2	食品衛生、食に関する指導計画・体制、指導案作成と授業実践
3	人権教育、食品検査、給食管理
6	法規と職務、外国人児童生徒教育、情報教育【オンライン（eラーニング）】
7	食に関する指導実践、食育推進、教科と献立
8	食物アレルギー、個の特性とその理解、生活習慣病
9	給食の時間における食に関する指導、教科における指導、児童生徒の心の発達と支援、個別的な相談指導を進めるための児童生徒の実態と把握
10	家庭・地域との連携、閉講行事【オンライン】

## Ⅱ 教員の心構え

### 1 教員への期待

教員の力量や言動、生き方は、未来を担う児童生徒の人格形成に大きく影響を与えます。それゆえ、いつの時代にも、教員には、教育者としての使命感、高い倫理観や協調性、人間の成長・発達についての深い理解、児童生徒に対する教育的愛情、健康や安全に関する管理能力、広く豊かな教養と教科等に関する専門的知識、そしてこれらを基盤とした実践的指導力が求められます。

また、社会の変化の激しい今日、教員は時代のニーズを把握する感性をもつことも必要です。さらに、児童生徒や保護者の多様な価値観に適切に対応するとともに、広く社会と関わり、幅広い人間関係を築くことによって、自己の人間性や社会性を豊かにするなど、総合的な人間力を高めるよう努めることが求められています。

このように、教員は、その使命と責任を自覚し、互いに学びを支え合い、協働して教育活動を推進するとともに、児童生徒や保護者、地域の人々から信頼を得られるよう努力をし続ける姿が期待されています。



### ○ 教育的愛情をもって、使命を全うしよう

「教育的愛情」とは、児童生徒を大切に思うだけでなく、「児童生徒をよく見て、考え、理解し、そのよさや努力を認め、育む」という、教育実践における愛情のことです。

教員は、人格形成の途上にある児童生徒に大きな影響を与えるという点において、人の一生に関わる重大な役割を担っています。その使命の重さを自覚し、確かな指導力と児童生徒への限りない愛情をもち、教育への情熱を燃やし続けましょう。

### ○ 常に自己向上に努めよう

学習指導要領の趣旨や内容を十分に理解し、児童生徒の発達段階に応じて、基礎的・基本的事項の指導の徹底を図るとともに、一人一人の能力・適性に応じた指導を行い、充実感及び成就感や学習する喜びを味わわせることが大切です。そのためには、常に研修に努め、指導技術を磨き、教育への見識を

高めるとともに、社会的視野を広げるなど、自己の向上に努めましょう。

#### ○ 一人一人の個性を生かし、思いやりの心をもって接しよう

一人一人の児童生徒がもっている「よさ」や可能性に目を向け、個性を生かしながら伸ばさせるようにしましょう。また、児童生徒の人格を尊重し、その言動を共感的に受け止め、心の触れ合いを大切にしましょう。その中で、児童生徒が今何を求め、何に悩み苦しんでいるかを的確に捉え、心の痛みを理解して、温かい指導・支援ができる教員を目指しましょう。

#### ○ 心身の健康に留意しよう

一人一人の児童生徒に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた指導を行っていくためには、心身ともに健康で、笑顔で明るく振る舞うことを心がけましょう。

#### ○ 伝統と文化を尊重し、国際理解を深め、国際感覚を身に付けよう

国際社会の中で、信頼と尊敬を得る人間を育成するためには、教員自らが、我が国の歴史と郷土について理解した上で、広い視野をもって異文化を受け入れ、国際協調の精神を培うことが大切です。国際化に対応した教育の在り方を常に模索し、日々の教育実践に生かすことができる教員を目指しましょう。

#### ○ 社会の変化に対応できる力を備えよう

変化の激しい社会を生き抜くためには、新たな能力や先進的な知識を進んで身に付けていこうとする柔軟な姿勢が必要です。そのような資質や能力を育むために、日々の教育活動を改善し続けられる教員を目指しましょう。

子供に教えながら、子供から教わり、

子供の反応に学びながら、自己の成長を確かめて成長する教員

— 師弟共励 —

## 2 <sup>そったく</sup> 啐啄同時

児童生徒は、よりよく成長する可能性をもった存在です。指導する教員が、児童生徒から学ぶことも多いです。

「<sup>そったく</sup>啐啄同時」ということばのように、教育においても、児童生徒一人一人

のよさを見つけ、やる気を起こさせ、情熱を燃やして育てようとする教員と、自らの可能性に全力を出して挑み、成長しようとする児童生徒とが、ぴったり呼吸を合わせていくところに、すばらしい教育が生まれます。時には優しく、時には厳しく、「褒める」ことも「叱る」こともあるでしょう。児童生徒の成長を求めて、ひたすら励まし、児童生徒と共に教師自身も成長していきましょう。

### 3 やる気

教員としての資質の第一は、何といたっても教職に専念する情熱です。あらゆる職業人には、自らの職業の意義を深く考え、職業人としての意識に徹した行動をとることが要求されています。教員という職業は、人格をもった成長を続ける人間を直接対象とする点に特色をもった尊い職業であり、教育は、人がその生涯を捧げるに足る意義深い仕事です。



教育という仕事の尊さと、その使命の重大さを自覚しましょう。そして、児童生徒へ限りない愛情を注ぎ、教育への情熱を燃やし続けましょう。

### 4 授業を大切に

「教員は授業で勝負する」「授業こそ教員の生命である」と言われます。教育の専門家としての教員の仕事は、授業を通して、児童生徒のもっている可能性を引き出し、それを広げ、伸ばすことです。

人間性豊かな、力量のある教員の授業は、児童生徒の心を引きつけます。教員と児童生徒の心が響き合い、児童生徒に学習への喜びや、満足感・達成感・充実感を味わわせることができます。

学校生活を通して、児童生徒を深く理解しようとする姿勢や教材を常に探究する構えが、教員の力量を高めます。日々の授業における児童生徒の変容の様子から、自分の実践を振り返り、授業改善をしていきます。先輩の実践や理論を見聞し、謙虚に学び取り、自らの実践や考え方と照らし合わせ、指導観や指導方法を向上させていきましょう。

さらに、教育に関するさまざまな文献を読んで考えを深めるとともに、教

育を外側から見るために、文学や社会科学の本に目を通すことも大切です。優れた書物を読むことで、人間の生き方や社会を洞察する目を養い、ひいては学級や児童生徒を見る目を豊かにすることができます。優れた書物に多く接し、内面を豊かにする努力をしていきましょう。

## 5 後ろ姿の教育

児童生徒は、いくら教員が、正面きってもっともらしいことを何度言い聞かせても、簡単に動かないことがあります。教員の何げない振る舞いや言動も我がものとして身に付け、心にしみ込ませていくものです。

教育の第一歩は、日常の教員の人間そのものの姿から始まります。人を育むものは人であり、人格を培うものは人格以外にありません。「教育は人なり」といわれるゆえんもここに 있습니다。

## 6 本当の教員

真摯に児童生徒と共に学ぶ教員、児童生徒と共に汗を流す教員、児童生徒と共に涙を流す教員、そうした謙虚に人生を学ぶ教員の姿勢は、児童生徒の心を強く揺さぶり、児童生徒の心に生涯にわたって生き続けることでしょう。

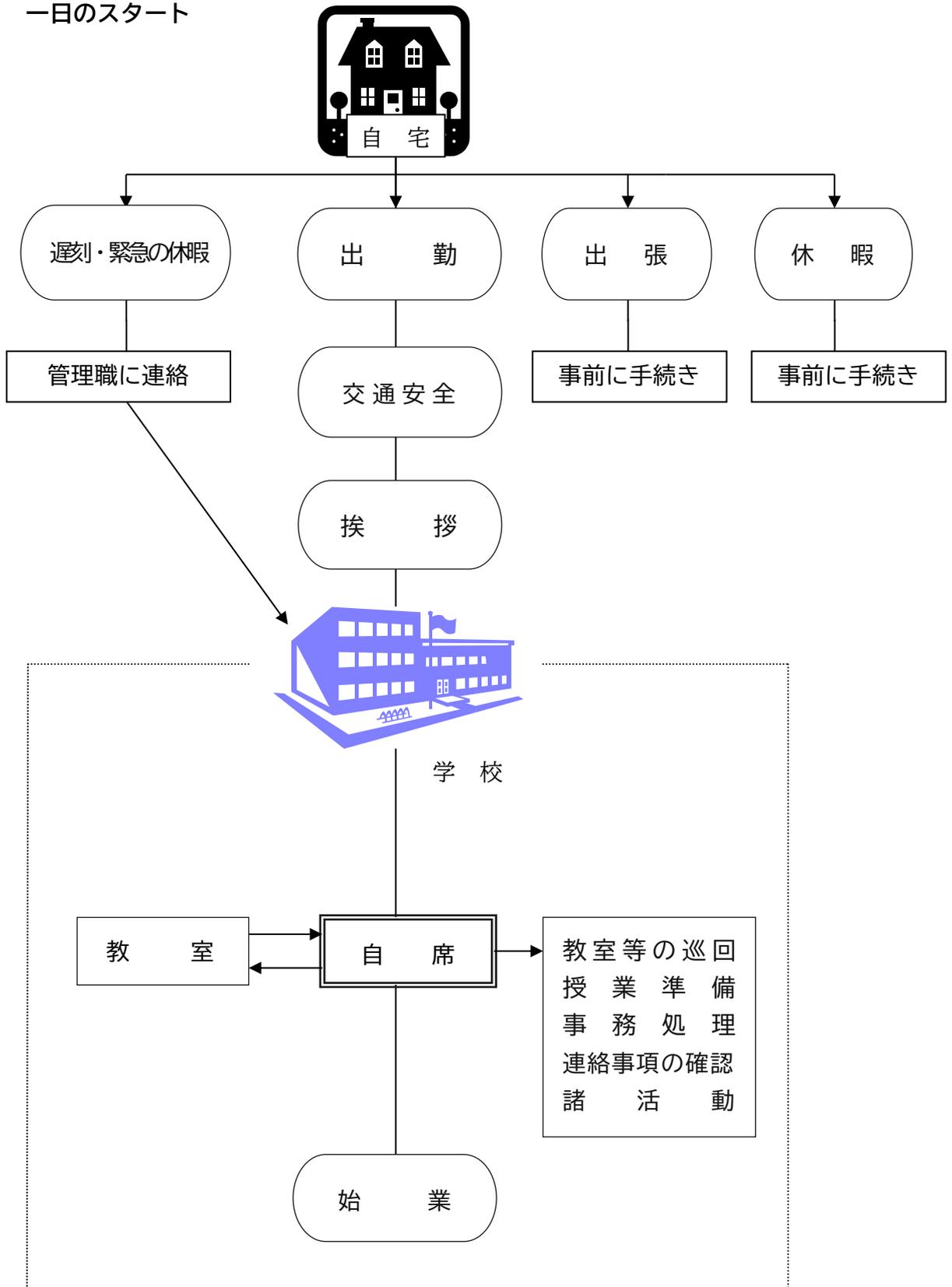
### 「真の教師とは」

真の教師という名に値するほどの教師は、その教師に出会うことによって、ある人間の運命が決定されたような教師のことである。もっとも、そのことは、必ずしも自分の進路が決定されたという意味ではない。むしろ、自分の生涯の間であって、苦しいこと、困難なこと、悲しいこと、思いに余るようなことに出会ったときに、その教師のことを思い起こすならば、それによって、慰めを得、励ましを得、あるいは警告が与えられる。そのような役割を、自分の生涯にわたって、もち続けるような教師、それが本当の教師である。

マルチン・ブーバー（哲学者 オーストリア 1878-1965）

### Ⅲ 教員の一日

#### 1 一日のスタート



(1) 出勤前

ア 連絡を確実にする。

(ア) 出張・休暇等の連絡（原則は前日までに）。

(イ) 緊急の場合の休暇、遅刻、風水害、交通事故、その他緊急事態の場合等の連絡。

イ 服装・持ち物を整える。児童生徒、保護者、地域の人々から信頼される指導者としてふさわしい服装を心がける。

ウ 担任教員等としての心の準備をする。児童生徒のことを思い浮かべ、呼びかけの第一声を考えておくといよい。

エ 通勤時間をよく見計らい、余裕をもって出勤する。

(2) 出勤途中

ア 交通安全第一。焦らず、慌てず、落ち着いて。車の運転は特に慎重に。「いらいら」は交通事故の元である。

イ 児童生徒や保護者に会ったら、積極的に挨拶する。

(3) 出勤後

ア 明るく挨拶し、気持ちよく仕事に取りかかることができるようにする。

イ 一日の仕事の段取りと身の回りの整理をする。

ウ 教室の様子を見に行く（児童生徒の体調や表情、教室環境、授業の準備状況等）。

エ 連絡事項の処理をする。

(ア) 優先順位を考え、事務処理を効率よく行う。

(イ) 児童生徒へ伝達すること、確認すること、板書すること、掲示する物などを明確にしておく。

(ウ) 金銭の取扱いは複数の教員で行うなど、間違いのないように配慮する。

(4) 勤務時間について

ア 勤務時間は週 38 時間 45 分が原則である。

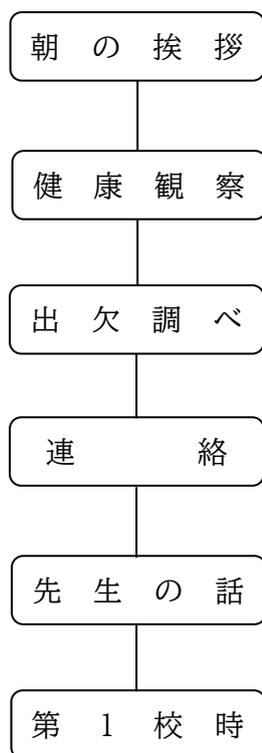
イ 勤務時間内は職務に専念する義務がある。

ウ 休憩の取り方を知っておく。

**整理しておこう**

児童生徒と共に、一日を快適にスタートさせるために、どんな心構えが必要ですか。

## 2 朝の会（例 ※各学校の学級活動の計画に従う）



- (1) 朝の挨拶
  - ・ 笑顔で元気に明るく交わしたい。
- (2) 健康観察
  - ・ 一人一人の様子を、顔を見て観察する。
  - ・ 表情だけでなく、声質などの変化、身なりの変化などにも注目し、内面的な心理状態も把握する。
- (3) 出欠調べ
  - ・ 欠席者や遅刻者は理由の確認をする。
  - ・ 理由がはっきりしない場合は、学年主任や養護教諭等に報告後、すぐに保護者へ連絡し、理由や状況等を調べる。
- (4) 連絡
  - ・ その日の学習計画など伝達すべきことを簡潔に話す。
  - ・ 各係からの連絡もできるよう準備させる。
- (5) 先生の話
  - ・ 思いを語れるとよい。

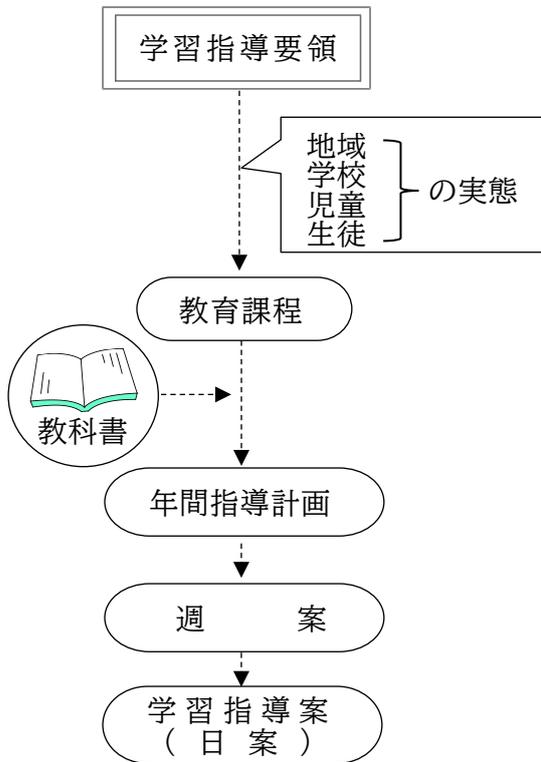
※ ICTを使った健康観察や連絡事項の伝達など、さまざまな工夫も考えられる。その際にも、児童生徒の様子をしっかりと把握するなど十分留意する。

### 朝の会を丁寧に行うことを心がけよう！

朝の会は、登校してきた学級の子供たち全員と顔を合わせる最初の時間であり、子供たちの前に立って様子を見ることで気付くことがたくさんあります。なかでも健康観察は一人一人の顔を見て行うことを心がけています。体調を確認するだけでなく、表情や声の変化、身なりなど細かい部分にもしっかりと目を向けています。そうすることで、いち早く子供の変化に気付くきっかけにもなります。また、欠席者や遅刻者には理由の確認をしっかりと行い、保護者や他の先生方と連携を取ることにも大切にしています。さらに、話をするときには子供に机の上の物を全部しまわせ、全員が前を向いてから話すように心がけています。これからも子供たちが少しでも前向きな気持ちになれる時間を目指し、全員が気持ちよく一日のスタートが切れるような朝の会を行っていきたいです。

（令和7年度初任者）

### 3 学校の教育計画と指導計画



学校は、児童生徒の学ぶ意欲や態度を育てる場所である。単に知識や技能を教えるだけではなく、全人的な人間形成を行うところに学校教育の大きな意義がある。

教育が目的をもった計画的、意図的な営みである以上、教壇に立つ前の十分な研究と準備が必要である。

#### (1) 教育課程

公教育としての学校教育の重要な基準は学習指導要領である。これに基づいて、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等、学年に応じた目標、内容、指導時間などを組織的、包括的に配列して、計画

されたものが教育課程である。学校で編成する教育課程とは、学校教育の目的・目標を達成するため、教育内容を児童生徒の心身の発達段階に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

#### (2) 指導計画

各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等の具体的な計画には、全体計画、年間指導計画、単元(題材)指導計画、週指導計画(週案)、学習指導案(日案)等がある。

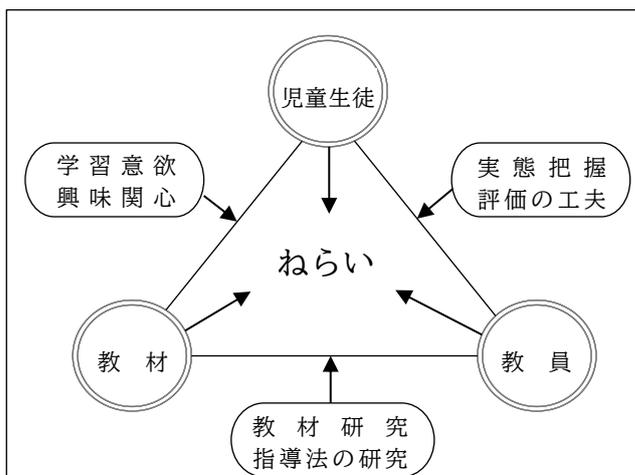
学校ごとに教育目標が掲げられ、年度ごとに指導の重点も決められるので、それに即した適切な指導計画を立てなければならない。この場合、児童生徒の実態や地域の実情をよくつかんでおくことが大切である。

なお、計画は実践によって絶えず改善していくものであるから、実践の結果を反省し、詳しい記録を残して改善に役立てるようにしたい。

#### 確認しておこう

あなたの学校で作成される教育課程の重点及び特色は何ですか。

## 4 授業の計画



魅力ある授業づくりを目指し、常に授業を大切にし、学習指導の展開を工夫したい。

そのためには、授業を構想していく中で、児童生徒、教材、教員の関係性を十分に押さえて計画を立てていくことが大切である。

### (1) 授業のねらいを明確にする

編成された教育課程を十分に検討して指導上の留意点を押さえ、毎時間の授業のねらいを明確にしておく。目標の曖昧な授業では、十分な指導効果を上げることができない。

### (2) 児童生徒の実態を深く捉える

一人一人の児童生徒の興味・関心や意欲、先行経験や能力をきちんと捉え、目標の焦点化、指導の具体化を図る。そのために、日頃から児童生徒との触れ合いを大切にする。

### (3) 教材研究をする

授業のねらいや児童生徒の実態に即した適切な教材を選択したり、内容や指導方法を再編成したりするために、事前の研究を十分に行う。「教科書を教える」のではなく、「教科書で教える」という基本的な構えを大切にするとともに、デジタル教材や学校図書館資料等の活用を工夫し、児童生徒の立場に立った教材研究が必要である。

### (4) 指導法の研究をする

学習形態、発問や支援の仕方、ICT機器の活用、板書計画とノート指導等、さまざまな指導の方法を研究し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す。授業参観によって他に学ぶと同時に、創意工夫のある実践の積み重ねを大切にする。

### (5) 評価法の研究をする

学習効果の測定や指導法の反省等のために、評価はきわめて重要である。具体的な評価の仕方を、教務主任等と事前によく話し合ったり、研究したりして実践することが重要である。

#### 先輩の教員に尋ねてみよう

児童生徒が主体的に取り組む授業にするためには、どんな工夫が必要ですか。

## 5 教員の一言

児童生徒は、教員の一言で元気になったり、行いを振り返ったりしながら成長していく。

児童生徒としっかりとしたコミュニケーションを図るために、次の5点が大切である。

- (1) 話を十分に聞く。
- (2) 表出している行動だけにとらわれるのではなく、なぜそのような行動をとったかの背景も見る。
- (3) 児童生徒の「自立を支える」「一人の人間として成長を支援する」という考えに立つ。
- (4) 児童生徒が「自分ならできるかもしれない」など、自分の生き方に自信をもてるように勇気付ける言葉を掛ける。
- (5) 教員自身が、自分の成長を前向きに捉え、一生懸命に生きる。

このような心構えを教員が常にもち、コミュニケーションを図る姿を見せることで、児童生徒は教員を信頼し、大きく成長することができる。

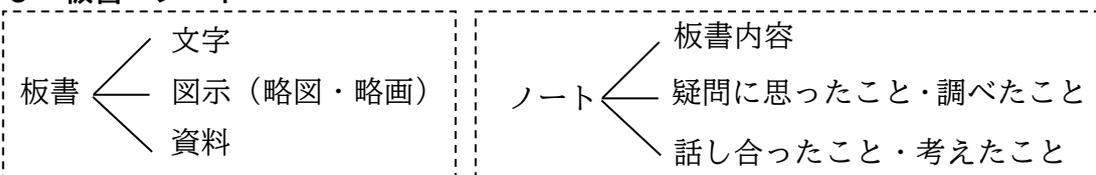
### 子供の声に耳を傾けて

私は空き時間や教室間の移動の途中に、担当学級に立ち寄るようにしています。ある日、「英単語テストになかなか合格できない」と落ち込んでいる子供の話を聞くと、発音はしっかりとできていることが分かりました。「耳で覚えられているから、あと少し。今度は書いてみよう」と声を掛け、休み時間に一緒に練習をしました。その子供は後日、「合格しました。次もできそう！」と照れくさそうに笑顔で報告してくれました。また、家庭科の製作の振り返りには、難しかったことを記入する欄を設けています。それについて次の授業で話し合ったり、「一緒にやってみよう」と声を掛けたりすることで、「なるほど。自分でできた！」と積極的に活動する姿が多く見られるようになりました。

教員の一言は子供を前向きな気持ちにする力があります。今後も子供の声に耳を傾けて、励ましの言葉を大切にしていきます。

(令和7年度初任者)

## 6 板書・ノート



- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 綿密な板書計画を<br/>(何をどこに、どの大きさで)</li> <li>(2) 文字ははっきり、丁寧に</li> <li>(3) 誤字、脱字、筆順、仮名遣いの注意を</li> <li>(4) 意図的な色チョークの活用を<br/>(色覚への配慮も含めて)</li> <li>(5) ノート指導、発問との関連を</li> <li>(6) 1時間の授業のねらいや流れ、思考の深まりを</li> <li>(7) 児童生徒の書写力を</li> <li>(8) 黒板と児童生徒の間に、<sup>しよべい</sup>遮蔽物等がないように</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ノートの規格は、学年・教科に適したものを</li> <li>(2) ノートに書き取る時間と、その内容・目的を</li> <li>(3) 学年が進むに従って、考えながらノートに書き取る習慣を</li> <li>(4) 正しく、丁寧な文字で</li> <li>(5) 文字の大きさ、濃さに注意を</li> <li>(6) ノート使用の工夫と点検指導を</li> <li>(7) 正しい鉛筆の持ち方・姿勢を</li> </ul> |
|--|--|

### 児童生徒の発達段階を踏まえた板書を計画しよう

あなたの学級の児童生徒は、1分間に何字ぐらいノートに書き取ることができるか把握していますか。

思考が深まる板書とは、どのような板書だと思いますか。

※ ICT機器を活用した板書やノート指導も考えられる。児童生徒の発達段階を踏まえ、ICT機器を活用することで学習効果が高まると判断される場合は、活用を検討したい。

## 7 発問の仕方

発問は、児童生徒の思考や認識を揺さぶり、新たな「知」を提供するきっかけとなる。そして、学習活動に対する児童生徒の関心・態度を向上させて、学び方やものの見方・考え方を身に付けさせる重要な役割がある。

そのため、以下を参考に、さまざまな視点を踏まえた発問づくりを心がけたい。

- (1) 内容面
  - ア 学習のねらいと児童生徒の実態等に即して、一連の系統と思考の深まりを導くものでありたい。
  - イ 1時間の学習過程に応じたものでありたい。
    - (ア) 導入段階
      - 児童生徒が今までに経験した事柄を思い出し、学習内容に興味をもち、問題を把握し、予想を立てることができる内容

(イ) 展開段階

教材のねらいを明らかにし、児童生徒の思考過程を予想し、個別思考、集団思考を促す内容

(ウ) 終末段階

学習事項の要点を押さえ、次時へ発展する内容

ウ 幅のある発問

一問一答式の発問は、児童生徒の発想や思考の余剰が少ない。発問に幅があると、児童生徒の思考が揺さぶられ、幅のある答えである一問多答、答えの広がりが見られるような一問連答が期待できる。これにより個別思考から集団思考へと発展する。

エ 児童生徒の思考力に合った発問

児童生徒の思考力を超えた発問は、その意図が明確であっても適切な答えは期待できない。

オ 児童生徒の探究心を刺激する発問

新鮮で独創的な発問は、児童生徒が考えようとする意欲を高めるものであり、児童生徒のもっている既成概念を崩し、再構築していくことができるものである。

(2) 技術面

ア 発問は1回

発問の言い直しは、児童生徒の思考を混乱させ、集中力の低下を促すおそれがある。1回の発問で、児童生徒に伝わるよう、言葉を吟味し、短い言葉で分かりやすくする工夫が必要である。

イ 発問のタイミング

発問は、場の雰囲気と学習の流れと児童生徒の動きに応じて、タイミングよく投げかける必要がある。

ウ 間の取り方

発問の間を決めるものは、発問の質とそれに応じる児童生徒の状態である。発問から指名までに、児童生徒がじっくりと思考できる問いを、1時間の授業中に幾つか位置付けたい。

エ 簡潔ではっきりした言葉

「その」「あの」「この」のような言葉が多すぎると、教員の意図が児童生徒に理解されず、思考が混乱することがある。

## 発問は生徒の思いに沿ったもの

東北地方6県の調べ学習から、生徒たちは東北地方が日本にとって重要な米どころだと理解する一方で、それぞれの県の課題にも目を向け始めました。そこを捉え、「東北地方が抱えている問題は何かな」と発問しました。すると、「少子高齢化、過疎化」「稲作農家の後継者問題」「減反政策」などの意見が出て、日本の米づくりの課題へと発展しました。そこで、「美味しくて安い米を食べ続けるために必要なことは何だろう」と問いかけました。生徒たちは、前時までの追究や話し合った内容とつなげて考えたり、足りない情報を調べたりし、全体の意見交流でも、根拠を基に発言する姿も見られました。生徒の問題意識や学びの状況を捉えて発問を考えることで、主体的な姿が表出することを実感しました。

また、生徒は発問をよく聞いており、言葉遣いや間、スピード、抑揚などを工夫することで反応は大きく変わります。今後も生徒の思いに沿った発問を考え、主体性を引き出せる教師を目指します。

(令和7年度初任者)

## 8 評価の在り方

教員は自分の指導したことに責任をもたなければならない。学習指導要領に明示されている目標や内容を熟知するとともに、児童生徒の実態をよく把握して最善の指導を行うことが、教育の専門職としての責務であり、保護者や地域の人々の信頼と期待に応えることであり、それこそが教育者の誇りでもある。

したがって、指導の結果を的確に把握し、指導計画や指導方法等について反省・検討を加え、改善していくことが大切である。また、学習過程の中で児童生徒のつまずきを発見し、個や集団の指導を通して児童生徒の自覚を促し、学習への意欲を高めたり、学ぶ喜びを味わわせたりするよう努力しなければならない。

### (1) 評価の機能と役割

- ア 児童生徒の能力・特性、興味・関心等を把握し、一人一人のよさや可能性を積極的に評価して、豊かな自己実現に生かす。
- イ 児童生徒の変容や学習の成果等から、学習の目標をどの程度実現しているかをつかみ、指導計画や指導方法・教材・学習活動等を振り返って、よりよい指導に役立てる。
- ウ 保護者や地域の人々に対し、学校ではどのような教育を進めているのか、児童生徒にどのような資質・能力が身に付き、どのような改善を図

る必要があるのかを説明することにより、学校への協力と信頼を得る。

(2) 評価に際しての留意事項

ア 授業の様子、振り返りの記述などから、児童生徒の資質や学習能力を把握する。

イ 評価は指導目標と一体のものであり、達成すべきねらいを明確にして、学習の到達度を適切に評価する。

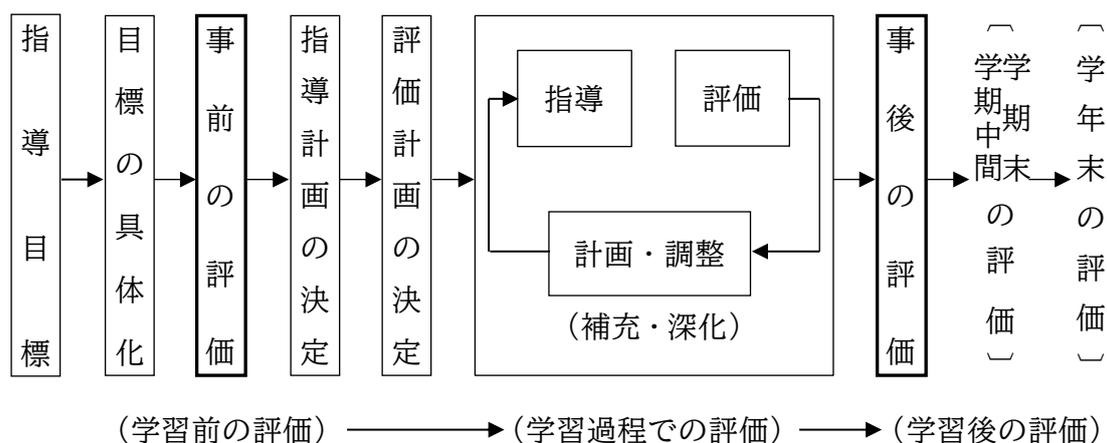
ウ 評価方法、評価の場面や時期等を工夫し、多様な評価を積み重ねることによって、児童生徒の成長の状況を総合的に評価する。

エ 各学校における評価の方針・方法・体制等を理解するとともに、評価についての専門的力量を高めるための自己研修に努める。

(3) 望ましい学習評価の在り方

評価に当たっては、教育活動の特質や評価の目的等に応じ、評価の方法・場面・時期等が最も適切であるかどうか検討することが大切である。

次の図は、指導と評価の関係の一例を図式化したものである。



ア 評価の時期

(ア) 学習前の評価

適切な単元（題材）目標を設定し、学習計画を立てる。そのためには、既習単元（題材）での学習後の評価や児童生徒の実態をあらかじめ把握しておく必要がある。

(イ) 学習過程での評価

授業中に起こる児童生徒の変容の過程を、的確に予測することはなかなか難しい。したがって、学習過程における評価を計画的に位置付け、児童生徒の学習状況から目標の実現状況を把握し、その後の指導に生か

すことが大切である。

(ウ) 学習後の評価

一つの単元（題材）や1時間の学習を終えたときに、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」などについて学習の成果を総合的に評価し、目標の実現状況を把握する。

イ 評価の内容

知識や技能の実現状況を的確に評価することはもとより、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質や能力までを含めた学習の実現状況を適切に評価することが大切である。

ウ 評価の方法

基礎的・基本的な内容の確実な習得を図る上で、目標に照らしてその実現状況を見る評価をいっそう重視していくことが大切である。また、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況など、学習の過程を評価することも重要である。

具体的な方法としては、ペーパーテスト、観察、聞き取り、振り返り、作品、ノート、レポート等を用いることが考えられるが、学習活動の特質や児童生徒の発達段階等を考慮して選択したい。

エ 評価の種類

評価は教員だけで行うのではなく、目的に応じ、児童生徒による自己評価や相互評価を生かすことや、保護者による評価、教育活動に協力した地域の人々などによる評価を参考にすることなども有効である。

## 9 信頼の絆<sup>きずな</sup> -コミュニケーションの立場から-

集団の中で、「群がる」「交わる」「触れ合う」「通じ合う」、あるいは「コミュニケーションをとる」ことは、人間の基本的な欲求といわれる。褒めること（褒められること）、叱ること（叱られること）という人間的な行為や心の動きを、コミュニケーションという立場から見直すことが大切である。

児童生徒に自信と豊かな気持ちを起こさせる褒め方、じっくり考えさせ、奮い立たせる叱り方のできる教員になりたい。そこに、新しい豊かなコミュニケーションと人間関係が生まれてくる。

(1) 信頼の絆を築く

教員と児童生徒が信頼の絆で結ばれることが、教育の基盤である。その基盤があって初めて、褒めること、叱ることが生きてくる。その第一歩として、どの児童生徒にも1日1回は話しかけるようにしたい。

(2) 行為を褒める

「君は賢いね」と褒めるよりも、「先生も考え付かなかった考えを発表できたね」と行為を褒めるようにしたい。

(3) 一人一人を見つめる

褒めるにしても叱るにしても、どの児童生徒も一様ではなく、それぞれの児童生徒に合った褒め方、叱り方がある。したがって、児童生徒一人一人の個性を十分に考え、時、場所、方法を考慮した指導が大切である。児童生徒のさまざまな表情や欲求、心の動きがよく見える確かな力量をもった教員、常にそうした児童生徒への過不足のない適切な対応ができる教員となることを心がけたい。

**体罰の禁止について**

体罰は学校教育法第 11 条により禁止されており、教員として厳に慎まなければならない。

→P.46 参照

## 10 教科書及び補助教材

### (1) 授業と教科書

教科書とは、「教科書の発行に関する臨時措置法（臨時措置法）」により、「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であって、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの」とされている。全ての児童生徒は、教科書を用いて学習する必要がある、「学校教育法」により、それらを使用しなければならないと定められている。なお、特別支援学級において、文部科学省検定済教科書がない場合など、特別な場合には、これらの教科書以外の教科用図書（一般図書等）を教科書として使用できる。

### (2) 教科書の採択と教科書センター

小・中学校では原則4年ごとに採択替えが行われている。市町村立の小・中学校及び義務教育学校で使用される教科書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（教科書無償措置法）」により、県内に採択地区を設定し、地区内の市町村が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することになっている。

採択の権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）」や「教科書の発行に関する臨時措置法（臨時措置法）」により、その小・中学校及び義務教育学校を設置する市町村教育委員会にある。

愛知県教育委員会は、学校の校長及び教員、採択関係者の調査・研究のため、また、県民の教科書に対する高い関心に応えるため、毎年6月上旬から6月下旬にかけて、県内の教科書センターで教科書展示会を開催している。

### (3) 補助教材

補助教材の使用については、学校でその教材の使用が教育的に有益かつ適切であるか、また、保護者の負担について検討し、最終的には、校長が選定して、教育委員会に届出、または承認を受けなければならない。

〔詳細は市町村の学校管理規則等を参照のこと〕

## 11 いじめを防ぐには

### (1) いじめの問題に関する基本的認識

いじめの背景には、家庭、学校、社会におけるさまざまな要因があり、それらが複雑に絡み合っていると考えられる。この問題については、次のような基本的認識をもち、いじめ防止対策推進法に基づく「学校いじめ防止基本方針」を理解して対応する必要がある。

- ① いじめは、法の定義により正しく捉え、「どの学校でも、どの学級にも、どの子にも起こり得る」問題であることを認識すること

【法の「いじめの定義」】 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」と強く認識すること
- ③ 被害児童生徒の立場に立ち、守り通すために最善を尽くすこと
- ④ いじめの対応は、教員の児童生徒理解や指導の在り方が問われると認識すること
- ⑤ いじめ防止には、家庭、学校、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

また、教員の指導姿勢が、次のような状態のとき、いじめを見逃したり、その遠因となったりする場合もあるので注意を払う。

- ① 人権意識が不足していたり、心の教育をなおざりにしてしまったりしているとき
- ② 児童生徒主体の成就感・満足感、自己有用感・自己肯定感を味わうことができる教育活動をおろそかにしているとき
- ③ 児童生徒に向き合う時間が少なく、十分に交流できていないとき
- ④ 子どもを見取る経験の不足から、児童生徒が発する「いじめの小さなサインや変化」を敏感に捉えられなかったとき
- ⑤ 児童生徒や保護者が不信感を抱くような態度や指導を行っているとき
- ⑥ 児童生徒一人一人の個性を認め、生かそうとする姿勢が不足しているとき

### (2) 発達支持的生徒指導と未然防止教育

全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指すことが、いじめ防止につながる。その際、児童生徒の基本的人権に十分に配慮しつつ、次のような点に留意することが重要である。

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す
- ② 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
- ④ 苦しいとき、困っているときにはS O Sを出せる援助希求力を育む

また、いじめの未然防止教育を、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行うことが重要である。

(3) いじめの早期発見と組織的な対応

いじめの早期発見がその解消には最も重要である。いじめの兆候は、いじめの場合に限らず、児童生徒の生活全般に何らかのサインとして現れる。次に挙げるようなサインを見逃さないことに留意する。

<児童生徒が発するさまざまな場面でのサイン>

- 学習意欲をなくし、集中力に欠けることが多くなる。
- 発言に対して野次や冷やかしかが見られる。発言しなくなる。
- 文字が雑になったり、暗い絵が多くなったりする。
- 嫌なあだ名をつけられ、しつこく言われたり、落書きされたりする。
- 仲のよかったグループから外れるようになる。
- グループ決めなどで最後まで所属が決まらないことがある。
- 机や持ち物等にいたずらをされる。
- 座席の机が周囲の子から離されたり、運ばれなかったりする。
- 保健室や職員室へ頻繁に来て時間を過ごす。
- 一人で何かをしているか、ぼつんとたたずんでいる。
- 笑顔がなくなり、下を向いておどおどしている。
- 給食（弁当）を残したり、食欲がなくなったりする。
- 遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。
- メモや日記などに悩みを書き込んでくる。
- 衣服の汚れや破れ、打撲・擦り傷などが見られる。
- 特定の友達の言いなりになり、無気力になる。
- 嫌がらせのネット上の書き込みや手紙や悪口、中傷が見られる。

いじめを発見したときの対応の仕方によっては、いじめが陰湿化、長期化し、ますますエスカレートすることもある。いじめを発見したり、児童生徒から訴えがあったりしたときは、一人で抱え込まずに次のことに留意して対応する。

<児童生徒から「いじめの相談」を受けた場合>

- ① 決して一人で抱え込まず、直ちに学年主任や生徒指導担当などに「報告・連絡・相談」をする。校内の「いじめ・不登校対策委員会」の指示や助言を受けながら、組織的に対応する。個人の判断で対応しない。
- ② どのように些細な<sup>きさい</sup>こともいじめられている側の立場になって、悩みを受容的に聞くなど心のケアに細心の注意を払う。その際、保護者との情報交換を密にし、学校と家庭が協力して見守り、支えていくようにする。
- ③ 児童生徒の悩みをじっくり聞くための時間と場所を適切に確保する。
- ④ 相談の中で出てきた他の児童生徒を一方的に加害者と決めつけたり、臆測だけで対応したりすることのないよう、慎重に事実確認をするなど細心の注意を払う。

## <いじめがあった（いじめが疑われる）場合の組織的な対応>

学校の組織的な対応は、次のような方法で行われることを理解しておく。

### ① 事実の把握

「いじめ・不登校対策委員会」で、いじめの状況を正確に把握する。  
(被害児童生徒だけでなく、加害児童生徒、周りの児童生徒への聞き取り)

### ② 対応の検討

「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、必要に応じてスクールカウンセラー等を活用しながら、被害児童生徒への心のケアの方法や加害児童生徒への指導等について、教職員間で共通認識し、指導に当たる。

### ③ 対応後の見取りと、家庭・地域社会との連携

被害・加害児童生徒の保護者に対しては、学校が把握したいじめの現状や、学校の対応などを丁寧に伝え、学校と家庭との協力体制を築く。

被害・加害児童生徒双方への心のケアを行うが、特に被害児童生徒への配慮・支援に万全を期す。

養護教諭、保健主事、スクールカウンセラー、保護者等との連携の下に、指導後の様子を組織的に見取り、被害児童生徒を守り通す。

いじめの再発防止に向けては、校内の組織的な対応に加えて、地域と連携した見守り体制を構築していく。

「生徒指導リーフ Leaf4、7、8、9、10、11、12、13、19、20、21増刊号1、2、3」

(国研：生徒指導・進路指導研究センターホームページ) 参考

「愛知県生徒指導リーフNo.1～11」

(県教委義務教育課ホームページ) 参考

「愛知県生徒指導スクールカウンセラー活用リーフ」

(県教委義務教育課ホームページ) 参考

## 共に成長し合える学級を目指して

「協力」「よいところ見つけ」、この2つが私の学級経営におけるキーワードです。

学級では、友達のために行動し、「協力」する姿を目指しています。「協力」には、進んで人のために行動する気持ちが大切です。困っている子に手を差し伸べる姿を見取り、価値付けることに努めています。「よいところ見つけ」は、帰りの会のキラキラ発表の中で、友達に助けてもらったこと、してもらってうれしかったことを発表します。「学級の友達は助け合う仲間」「誰もが学級にとって必要な存在」ということに気付かせたいと思い、始めました。また、毎朝黒板に「先生が見つけたキラキラ」を書き、一人一人が学級にとって大切であるということを伝えていきます。しかし、すべてうまくいくわけではなく、試行錯誤の毎日です。子供と一緒に学校生活を楽しみながら、私も子供も共に成長し合える学級を目指していきたいと思えます。

(令和7年度初任者)

## 12 不登校児童生徒の指導

### (1) 不登校の背景と要因

学校をはじめ、関係者の懸命な努力にもかかわらず、不登校（欠席30日以上）児童生徒数は、多数に上っており、大きな課題となっている。不登校の要因は「無気力・不安」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「親子の関わり方」「学業不振」「教職員との関係をめぐる問題」と多岐にわたり、これらの要因が複雑に絡み合って不登校が起こると考えられている。

### (2) 不登校の指導の基本

不登校になる要因やきっかけは複雑で、その対応も一人一人の状況により異なるため、指導は容易ではないが、児童生徒の将来の社会的自立が目標であることを念頭に置き、次の基本を理解して対応する。

#### ア 発達支持的生徒指導

学級・ホームルームが安全・安心な居場所となるような取組を行うことが重要である。「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」「自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる学級・ホームルームづくりを目指す。日々の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを大切に進める。自己理解力や自己効力感、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、協働性、目標達成力、課題解決力などを含む社会的資質・能力の育成や、自己の将来をデザインするキャリア教育など、共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動全般を通して、全ての児童生徒の発達を支えるよう働きかける。

#### イ 課題未然防止教育

学業不振が不登校の要因となっている場合があるので、授業では児童生徒一人一人の学習状況等を把握した上で、よく分かる楽しい授業や体験的活動を重視した授業づくりに努めることが、不登校等の未然防止につながることを自覚する。また、誰でも悩むことはあるという理解を促し、悩んだときにSOSを出すことの重要性を伝える取組を行うことも有効である。

#### ウ 課題早期発見対応

不登校は、多くの場合、何らかの兆候（次ページ参照）を伴うものであ

る。児童生徒が態度や表情等を通して訴えているサインを敏感にキャッチして、早期に対応することが重要な鍵となる。連続欠席3日を一つの目安とし、本人や保護者と面談をするなどの早期対応に取り組む。

#### エ 教職員の連携による全校体制での対応

不登校の児童生徒に対して、自分一人で解決しようとしてはならない。校内「いじめ・不登校対策委員会」に相談し、教員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、全校体制で指導に当たることが大切である。

#### オ 家庭や相談機関との連携

不登校になる背景には、児童生徒の生育歴・家庭の養育問題が直接的、または、間接的に関わっている場合もある。したがって、不登校の児童生徒が、学校や適応指導教室などに通えるようにするためには、家庭との連携が不可欠である。担任はもとより、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、校内相談体制を充実させるとともに、状況に応じて、教育支援センター（適応指導教室）や県総合教育センター等の相談機関、病院等の医療機関と連携して支援に当たることが大切である。

#### カ 起立性調節障害等の疾病に対する理解

起立性調節障害等の疾病は、自律神経の働きの不調のため、起立時に身体や脳への血流が低下するなど、頭痛、腹痛、朝起き不良、気分不良、全身倦怠、無気力等の症状が出る。下記①②③⑧⑨と似ており間違えやすいため、疾病に対する正しい理解のもと、児童生徒本人の気持ちの理解に努め、慎重な対応が必要である。

#### 早期発見のためのポイント

- ① 頭痛や腹痛等の症状を訴えるが、医師の診断では異常が認められない。
- ② 朝のうちは気分が悪いと訴えるが、午後になると元気になる。
- ③ 断続的に欠席したり、理由がはっきりしない欠席をしたりする。
- ④ 特定の曜日や特定の教科の授業日になると欠席する。
- ⑤ 人との交流を避け、休み時間になると孤立している。
- ⑥ 友達に「学校が楽しくない」「学校へ行きたくない」などと言っている。
- ⑦ 平日は、頭痛や腹痛等の症状があるが、休日には、症状が治まる。
- ⑧ これといった理由が見当たらないのに、急に学習意欲をなくしている。
- ⑨ 登校させようとする、次のような反応を起こす。
  - ・ 急に口を閉ざす、体を固くする、気分が悪くなる、朝起きられない、すくんでしまうなどといった反応を起こす。
  - ・ 夜は学校へ行く準備をするが、翌朝になると登校できない。
  - ・ 部屋に閉じこもったり、ひどい口答えや暴力を振るったりする。
- ⑩ 保健室への出入りが頻繁になっている。

### 13 暴力行為等問題行動の指導

#### (1) 暴力行為等問題行動の背景と要因

暴力行為の問題行動は、低年齢化が進む現状にある。暴力行為等の背景には、社会の基本ルール遵守への意識が希薄になるなどの風潮が関係している場合や、特別な支援が必要な児童生徒が自我のコントロールができず、他の児童生徒や教師に暴力を振るってしまう場合などが考えられる。また、多様な人間関係の中で社会性や人との付き合い方を身に付けられなかったことが、暴力行為等問題行動の発生に結び付いているといったことも考えられる。

#### (2) 暴力行為等問題行動の指導の基本

##### ア 児童生徒一人一人の特性等の理解と発達を促す支援

児童生徒との関わりを密にし、児童生徒一人一人について理解を深め、好ましい人間関係が育成されるよう努めることが大切である。そして、授業の指導方法の改善・工夫をはじめ、学校教育活動のあらゆる機会を通して、児童生徒の個性や能力に応じた指導を行うことが必要である。

##### イ 教職員の連携によるチームでの対応

教員の間で生徒指導に対する理解が異なっている場合は、児童生徒の問題行動に対応することができない。全ての教員が一致協力して積極的に、粘り強く生徒指導に取り組むことが必要である。

児童生徒に平素と異なるようなことが見られる場合には、生徒指導主事等との連絡を密にし、早期に適切な指導を行うことが大切である。ささいな暴力行為等についても看過することなく、個に応じた適切な態度で生徒指導に当たるとともに、被害を受けた側の心のケアについても配慮して対応することが重要である。また、校外で起きた事案等に対しても児童生徒や保護者が安心して相談できる体制の整備を図るとともに、24時間電話相談「子どもSOSほっとライン24」、SNS相談「あいちこども相談」などの相談窓口の利用を周知していく。

#### 参考資料（愛知県教育委員会作成 生徒指導リーフ）

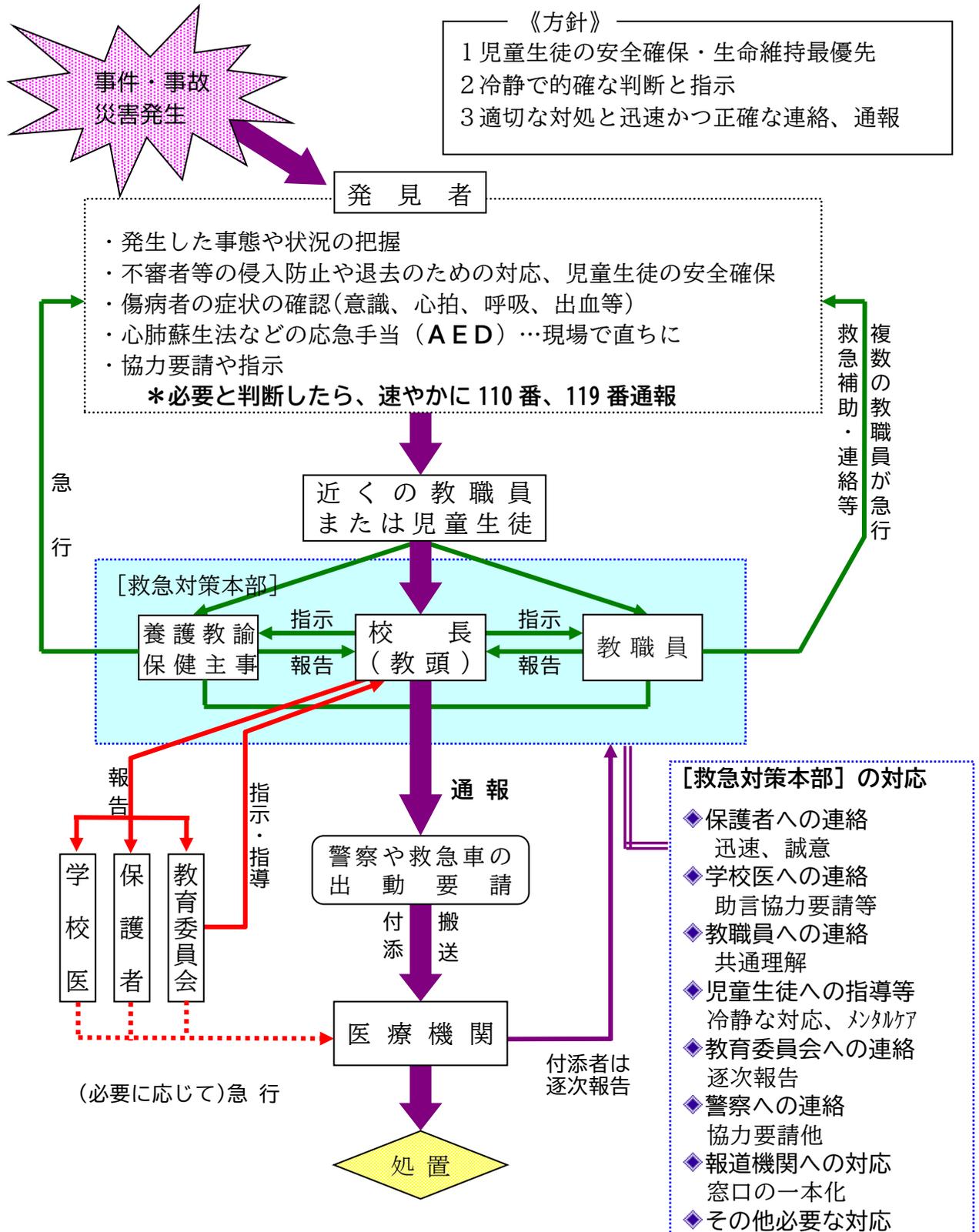
- ・ No.1 「大切にしたい教師の言葉」 (平成25年3月)
- ・ No.2 「“学校全体で”を意識した生徒指導を展開しよう」 (平成26年3月)
- ・ No.3 「小さなサインが見えますか」 (平成27年7月)
- ・ No.4 「実効性のある校内生徒指導体制の確立に向けて」 (平成26年3月)
- ・ No.5 「学校と関係機関等との連携の在り方」 (平成27年3月)
- ・ No.6 「問題行動等の未然防止に向けた学校と家庭との協働の在り方」 (平成28年3月)
- ・ No.7 「児童生徒理解を基盤とし、学習指導と生徒指導を一体化した授業づくり」 (平成30年3月)
- ・ No.8 「学級経営の充実と個が生きる集団づくりの在り方」 (令和2年3月)
- ・ No.9 「自己有用感・自己肯定感を高め、絆を感じる集団づくりの在り方」 (令和4年3月)
- ・ No.10 「すべての子供の居場所となる学校教育の推進  
～『スクリーニング』を活用した未然防止・早期発見のための取組を通して～」 (令和6年3月)
- ・ No.11 「児童生徒が主体となる『魅力ある学校づくり』の在り方  
～4つの視点を生かした学習指導と生徒指導の一体化を通して～」 (令和8年3月)

「あいちの学校安全マニュアル」(愛知県教育委員会 令和3年3月発行)、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(文部科学省 平成30年2月発行)、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(文部科学省 平成31年3月発行)を参照すること。

## 14 事故が起きたら

### (1) 事件・事故発生時の緊急対応

#### ■校内での事件・事故発生時における緊急対応体制例



ア その場に居合わせた教職員が速やかに応急手当を行い、意識障害、呼吸停止、心停止が見られるなど重症の場合は、必要に応じてAEDの使用や救急車の要請を行う。

- 急病：顔色（青白い、赤い、暗紫色）、あくび、吐き気、冷汗、むくみ、発疹、<sup>しん</sup>痛みの部位、下痢、せき、発熱、寒気、けいれん等。なお、脈拍数、呼吸の状態等についても留意する。
- 外傷：外傷の種類、大きさ、部位により、保健室までの運搬方法を考える。出血がひどいときは、清潔な布で創面を圧迫しながら保健室へ運ぶ。重傷の場合は、その場から動かさずに、養護教諭に連絡する。

イ 直ちに養護教諭や管理職、他の教職員に連絡し、応援を求める。あわせて、周囲の状況を整え、児童生徒の動揺を抑える。また、保護者、学校医、教育委員会等へ連絡する。

ウ 担任は、養護教諭から処置の状況の連絡を受け、今後の保健管理と指導を確認する。さらに、保護者に事故・外傷の状況や今後の手当等について連絡する（推測や大げさな表現は慎む）。

エ 養護教諭が不在の場合の連絡体制についても熟知しておく。

## (2) 学校における不審者への緊急対応

不審者への対応は、身柄確保ではなく、児童生徒の生命と身体を守ることが第一である。

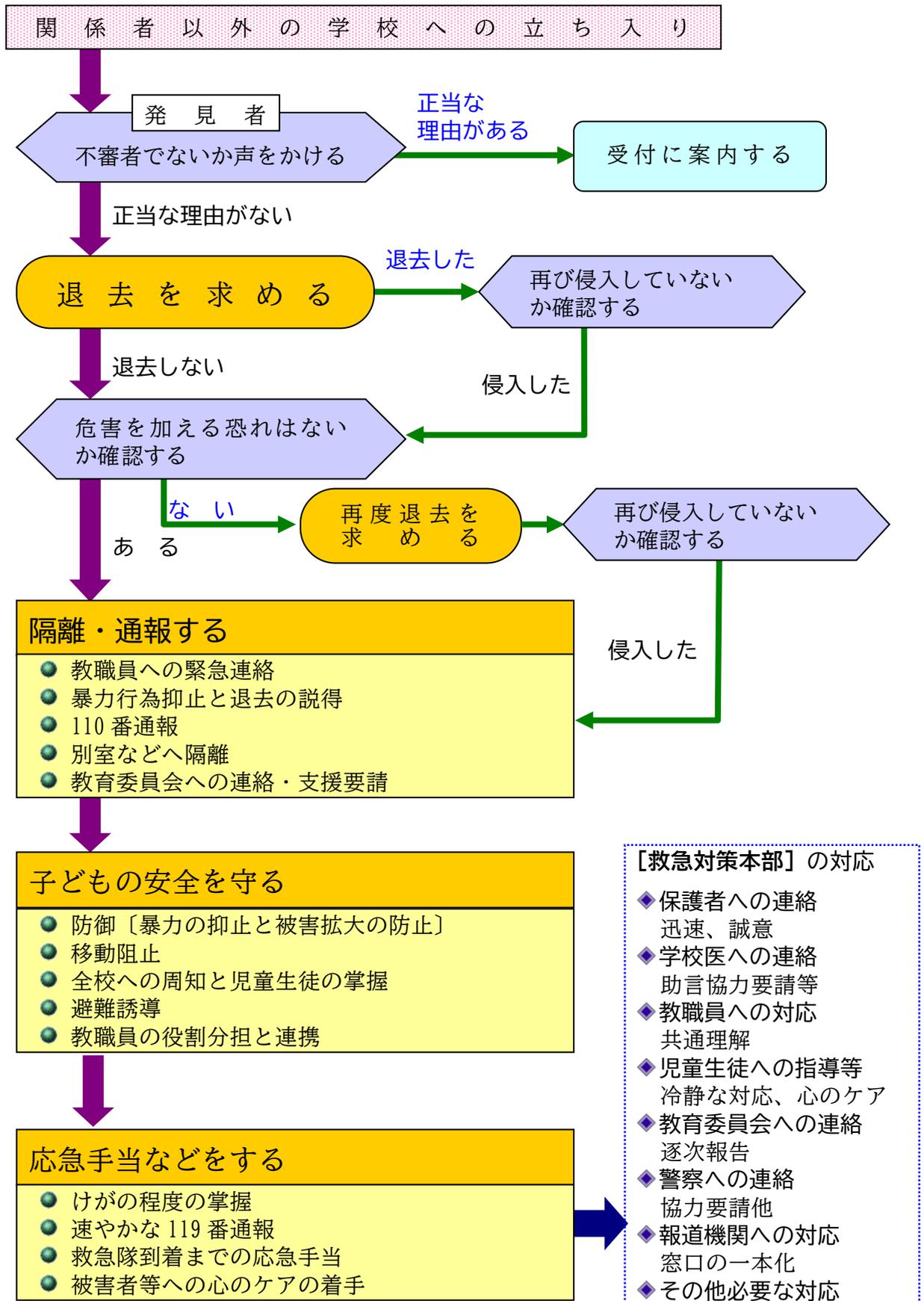
ア 不審者かどうかのチェックをし、正当な理由がない者には、校地・校舎内及び周辺からの退去を求める。

イ 凶器や不自然な持ち物を持っている、また、暴力的な言動があるなど、危害を加える恐れがあると判断した場合には、児童生徒から隔離するよう努める。同時に、他の教職員の応援を得て、速やかに「110番」に通報するなどの対応を迅速に行う。

ウ 隔離できない場合や暴力行為を抑止できない場合には、不審者と適当な距離をおき、複数の教職員で取り囲んで、移動を阻止する。また、全校に周知するとともに、児童生徒を掌握し、安全な場所への避難を誘導する。

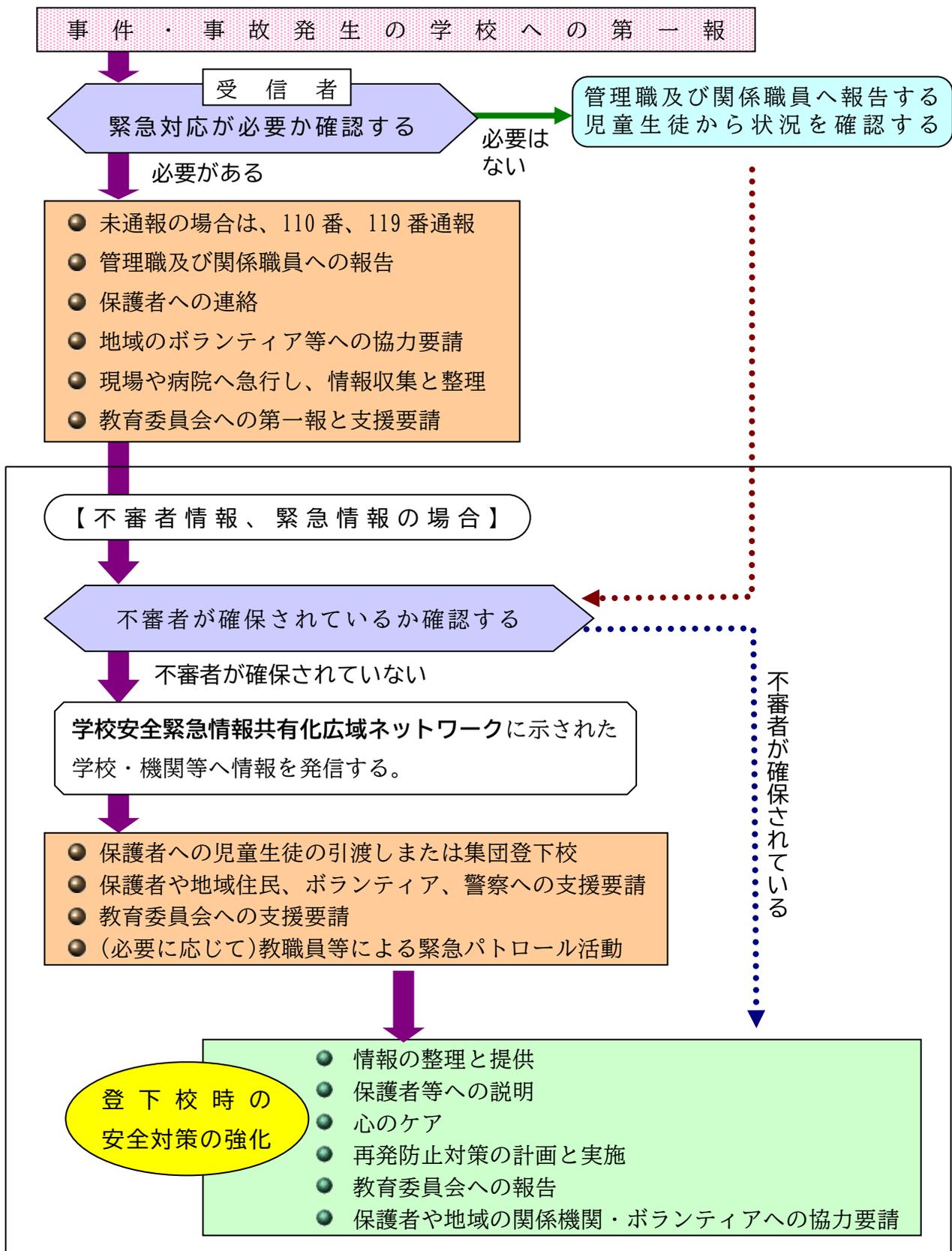
エ 不審者が暴力行為等を働いた場合は、負傷者がいるかを把握し、負傷者がいる場合は速やかに応急手当を行う。被害を受けたり、目撃したりして強い衝撃を受けた児童生徒には、心のケアを施す。

## ■校内への不審者侵入時における緊急対応体制例



(3) 登下校時等の校外における緊急対応

■登下校時等の校外での事件・事故発生時の緊急対応体制例



- ア 不審者情報等の第一報が入った時点で、その概要を把握し、緊急に対応しなければならない情報かどうかをチェックする。
- イ 緊急な対応が必要な場合、緊急事態の発生を直ちに全教職員に周知し、危機管理マニュアルに基づき、近くの安全ボランティア等へ支援要請、現場（病院等を含む）への急行、情報収集と整理など、被害者の安全確保を行う。
- ウ 不審者が確保されていない状況で、登下校時の児童生徒に被害が及ぶ危険性がある場合は、状況（登下校中、登校前、在校中など）に応じて、保護者への引渡しや集団下校など、児童生徒の安全を確保する。
- エ 日頃から地域との連携を密にし、緊急時には、警察のパトロールの要請、地域住民・保護者・安全ボランティア等の防犯パトロールの要請などにより、登下校の安全確保を行う。
- (4) 災害が発生したときの緊急対応
- 災害発生時には、児童生徒の生命と身体を守る災害への臨機応変な対策と、日頃の訓練や心構えを忘れてはならない。いずれの場合も、避難時の「お（さない）・は（しらない）・し（やべらない）・も（どらない）」を徹底し、避難後の人員点呼を確実にやり、校長へ報告する。あわせて、状況によっては、児童生徒自らが判断し、危険回避行動をとる必要があることも指導する。
- ア 火災
- ・ 発見者が他の教職員や周囲に火災発生を伝える。あわせて、消防署へ通報し可能ならば初期消火を試みる。
  - ・ 児童生徒に対しては、動揺を抑え、火災発生場所や風向きにより方向を考え、非常口等を利用して安全に避難させる。その際に校内における残留者の有無や負傷者の有無の確認を行う。
  - ・ 避難をさせる場合、防災頭巾等で頭を覆い、ハンカチ等で口・鼻等を押さえ、低い姿勢をとらせる。
- イ 地震
- ・ 照明や窓の下を避け、机あるいは頑丈な器具の下に素早く潜り込ませるなど、頭部を隠すように指示する。
  - ・ 揺れが収まり次第、防災頭巾やカバン等で頭部を保護しながら、状況により運動場の中央等の広くて安全な場所（建物から離れた広い場所・津波のおそれがある場合は、できるだけ高い場所）に避難させる。
- ウ 特別警報・台風・局地的な大雨・洪水・警戒レベル等
- ・ 特別警報、暴風及び大雨警報、警戒レベル等の情報を的確に収集し、災害の状況及び気象の状況等の変化を捉えながら、校長の指示の下に避難させる。
  - ・ 緊急下校の際には、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況を確認し、家庭との連絡をとるなどして、下校の時機やその方法を的確に判断する。

## 15 健全な発育のために

### (1) 運動好きな児童生徒を育てるための指導

#### ア よさを認める教員の一言

どんなにささいなことでも、児童生徒のよさを見つけ声を掛ける。教員の元気付けの一言は、学習意欲を喚起する大きな原動力である。

#### イ 安全な学習環境づくり

体力や技能習得の程度を配慮しない活動によって、児童生徒に恐怖感をもたせたり、自信を喪失させたりすることがある。そのため、児童生徒の実態を十分に把握するとともに、安全で適切な施設や器具・用具についての配慮を忘れないようにする。

#### ウ 運動嫌いの原因の追究

児童生徒個々の実態把握に努め、運動強度、運動量、課題等が適切であるか、あるいは仲間との関わりに問題はないかなど、運動を嫌がる原因を明らかにし、それに応じた教材や指導、支援の方法についての工夫をする。

#### エ 助け合える学習集団の形成

失敗しても、児童生徒が互いに励まし合い、教え合うような学習集団をつくる。また、教員も運動を楽しむ態度で臨み、学習の雰囲気醸成する。

### (2) 自分の健康を守る児童生徒を育てるための指導

#### ア 基本的生活習慣の確立

早寝、早起き、朝食、歯みがき、手洗い等、基本的生活習慣が確立できよう、養護教諭や栄養教諭、保護者と連携を図り指導を行う。

#### イ 自他の命を尊重する

学校生活のあらゆる場面において、自分の命はもとより、他人の命を尊重し、大切にしよう指導する。

### (3) 身体面で配慮の必要な児童生徒の指導

#### ア 心臓疾患・腎臓疾患・アレルギー疾患をもつ児童生徒の指導

学校生活管理指導表を基に、学校で活動できる内容や配慮する事項について、確実に把握する。個別の緊急時の対応について校内全教職員で共通理解を図る。

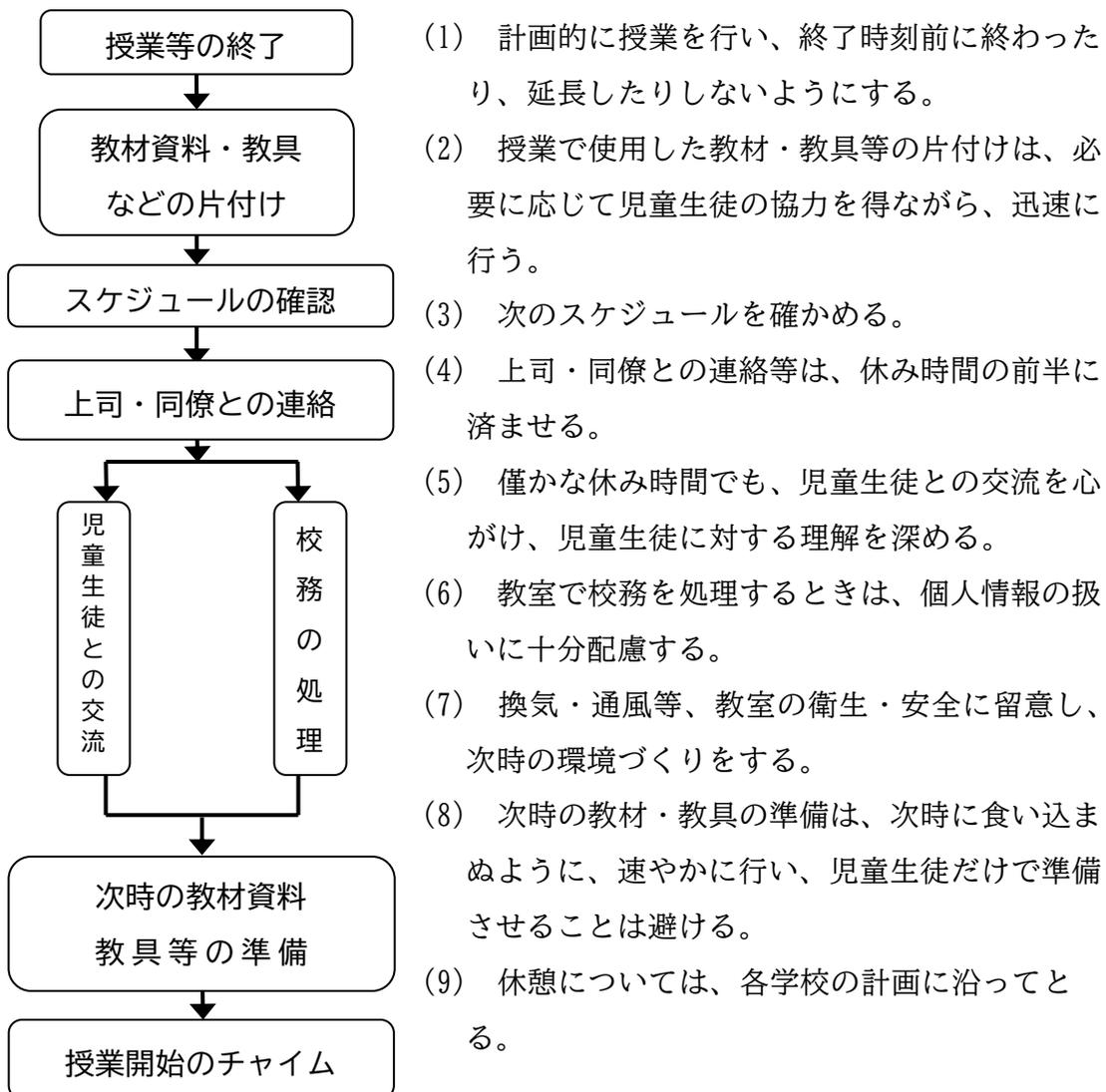
#### イ 病弱・肢体不自由のある児童生徒の指導

児童生徒の実態に応じた個別の指導計画を立て、適切な指導をする。主治医や保護者との連絡を密にして、十分な配慮をする。

#### ウ その他の留意事項

難聴・弱視・内部疾患等は外見上分かりにくいのが、保護者及び養護教諭と十分連絡を取り、それぞれの疾患に応じて、万全の配慮をする。

## 16 児童生徒と一緒に過ごすことのできる休み時間に

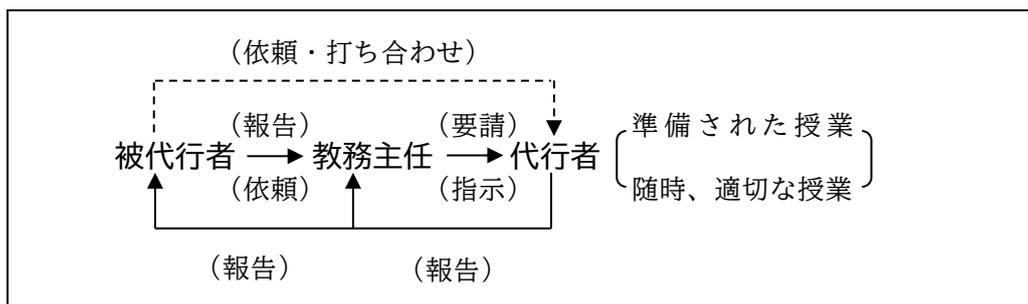


### 休み時間を生かした学級づくり

休み時間は、子供との関係性を深める貴重な機会です。そのため、私は、授業の準備や片付けを子供たちと行うなど、関わりを増やすことを意識して行っています。子供たちと過ごす時間が増えることで、係活動への貢献や責任感をもって取り組む姿勢といった、子供たちの前向きな努力に気付くことができます。また、この気付きを学級全体で共有することは、学級の意識や一体感を高めることにもつながります。他にも、話をしたり遊んだりすることで、子供たちの興味・関心のあることや授業中の姿とは違う一面を知ることができます。休み時間を一緒に過ごすことで、新たなコミュニケーションが生まれ、結果として教員と子供たちの信頼関係を築くことにもつながっていくと思います。

(令和7年度初任者)

## 17 補欠授業



### (1) 補欠授業を依頼するとき

出張・休暇等によって、授業ができないときは、前日までに学習に必要な学習指導案及び資料を整えて、教務主任に報告・依頼をする。事前に代行者が分かっているときは、指導内容についてよく打ち合わせしておく。

また、該当学級の児童生徒にも伝えておく。

### (2) 補欠授業をするとき

補欠授業の要請があった場合は、他学年・他学級の様子を知る絶好の機会ともなるので、教務主任の指示に従って、授業時間の確保に協力する。

#### ア 準備された授業

被代行者が事前に準備した学習指導案及び資料を十分検討し、できるだけ学習計画に沿って授業を実施し、本時の目標を達成できるように努める。

#### イ その他の場合

被代行者の突発的な事情等により、学習指導案及び資料等が用意されなかった場合は、教務主任から指示された学習計画に沿って授業を実施し、児童生徒にとって有意義な時間となるように努める。



## 18 給食指導

(例)

### 準備 (15分)

- ・ 環境づくり
- ・ 更衣
- ・ 手洗い
- ・ 配食

### 会食 (20～25分)

- ・ 挨拶
- ・ 会食
- ・ 休養
- ・ 挨拶

### 整理 (15分)

- ・ 後片付け
- ・ 反省

※ 給食のルールは、学級会等で話し合っ

#### (1) 準備

- ・ 給食準備中は、担任は教室にいて指導する。
- ・ 食事の場所にふさわしい環境を整える（換気、グループづくり、机拭きなど）。
- ・ 給食当番は役割分担をしておく。衛生的・能率的な配膳方法を工夫する。
- ・ 当番以外の児童生徒は、手を洗い静かに待つ。給食当番の指示に協力する。
- ・ 熱い食缶や倒れやすい物もあるので、安全に留意し、器物の運搬ができるよう工夫する。
- ・ 低学年では、運搬の付添い、配膳の援助もする。
- ・ 食物アレルギー対応が必要な児童生徒については、「対応マニュアル」に沿って適切な配慮をする。

#### (2) 会食

- ・ 楽しく会食できるように工夫する（挨拶、姿勢、楽しい会話など）。
- ・ 担任は、食事マナーについてよい手本となるよう心がける。また、一言指導をしたり、励ましたりして、好き嫌いなく食べられるような雰囲気づくりを行う。
- ・ 食物アレルギー対応が必要な児童生徒については、「対応マニュアル」に沿って適切な配慮をする。
- ・ 食後は、くつろぎや休養の時間としてゆとりのある楽しい時間となるよう工夫する。

#### (3) 整理

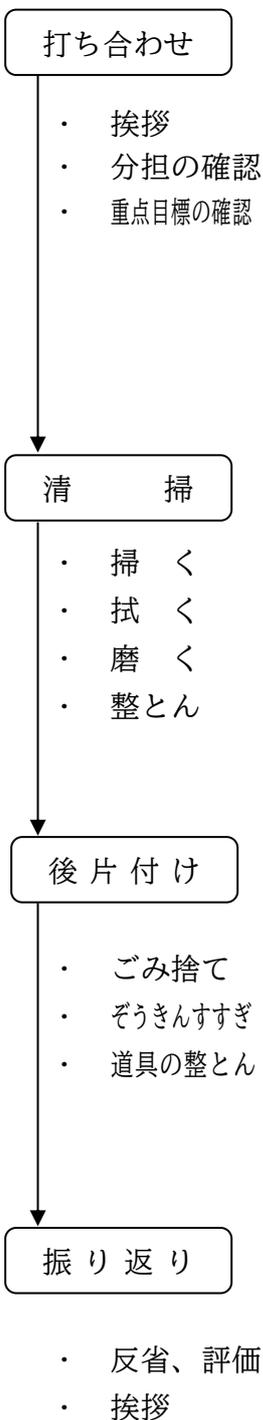
- ・ 給食終了時刻を守り、マナーのよい片付け方を工夫する。



※詳細は、『学校給食の管理と指導』八訂版（令和8年3月 愛知県教育委員会発行）を参照する。なお、愛知県教育委員会のウェブページからダウンロードも可である。

## 19 清掃

(例)



※ 担任は、清掃区域を回って指導する。担任自らが身をもって清掃の仕方を示すこと、児童生徒の様子を見届けること、よい点を見つけて褒めることが特に大切である。清掃のルールは、学級会などで話し合っ<sup>て</sup>決めるとよい。

### (1) 打ち合わせ

- ・ 役割分担を確認し、全員揃<sup>そろ</sup>って挨拶する。
- ・ 本日の重点目標を決め、ねらいを確認する。
- ・ 役割分担は、清掃区域ごとに児童生徒の能力、道具の数、人数などを考慮して決めておく。

### (2) 清掃

- ・ 分担の仕事に一人一人が責任をもって取り組めるようにする。
- ・ 全体を見て、遅いところや、分担以外の仕事を手伝うことを奨励する。
- ・ 分担区域の境界は、互いに協力し合うようにする。

### (3) 後片付け

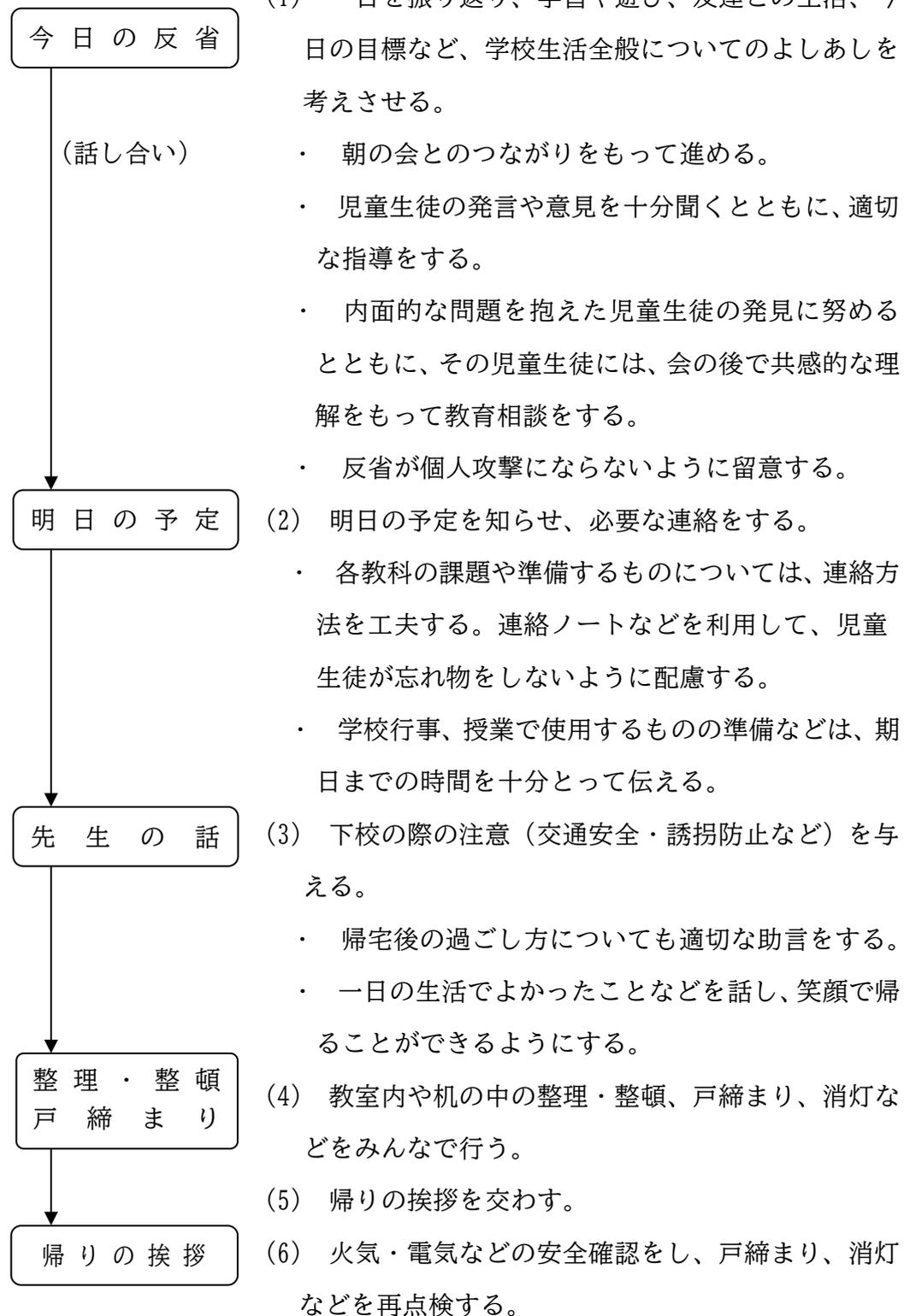
- ・ 協力して後片付けできるようにする。
- ・ 一目で点検ができ、整とんしやすい収納の仕方を工夫する（道具に番号やひもなどを付けておく）。
- ・ ぞうきんの扱い方に注意する（よくすすいだ上で、固く絞って干す）。

### (4) 振り返り

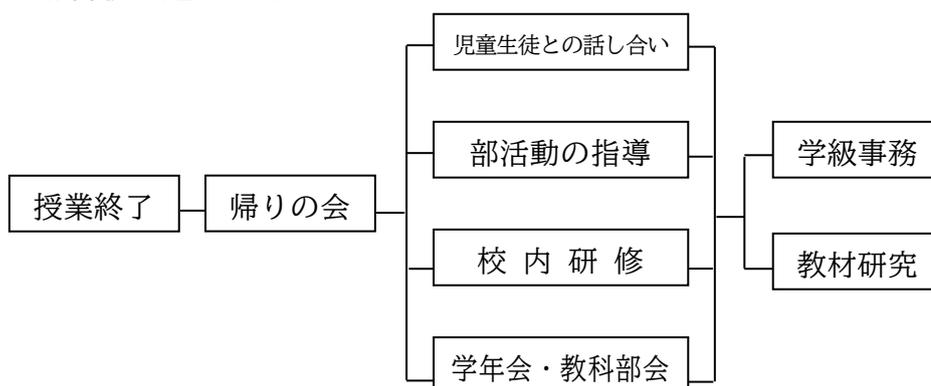
- ・ がんばったところ、きれいになったところなどを話し合い、互いのよさを認め合えるようにし、きれいになった満足感、喜びを味わえるように指導する。
- ・ 教員は話し合いを必ず見届け、指導をしたり、労をねぎらったりする。

## 20 帰りの会（終わりの会）

（例）



## 21 放課後の過ごし方



### (1) 児童生徒との対話

ア 児童生徒との対話を大切にし、共に考え、行動する。

イ 常に共感的理解に心がけながらも、いけないことはいけないと言う。

### (2) 1日の反省

授業を終え、児童生徒の姿がなくなった教室や職員室で、一人一人の児童生徒の顔を思い浮かべ、今日1日を回顧し、印象の鮮やかなうちに指導記録や反省のメモを取るようになる。業務の優先順位を考え、遂行する。

ア 提出された作品（ノート、日記、作文など）や答案には、必ず目を通し、可能な範囲でやる気を高める「朱書き」（評価と指導、励まし）を入れる。

イ 出席簿、給食実施簿、学級日誌などの学級事務を確実に行う。

ウ 分からないこと、判断や処置に迷うことは、謙虚に指導を受ける。

エ 指導記録は、その日のうちにまとめる。

### (3) 明日の教材研究と準備

十分な教材研究と周到な準備をして、ゆとりをもって授業に臨み、指導の充実を図るようになる。

特に、実験・実習を伴うような学習の場合には、安全確保のためにも必ず予備実験・体験をする。

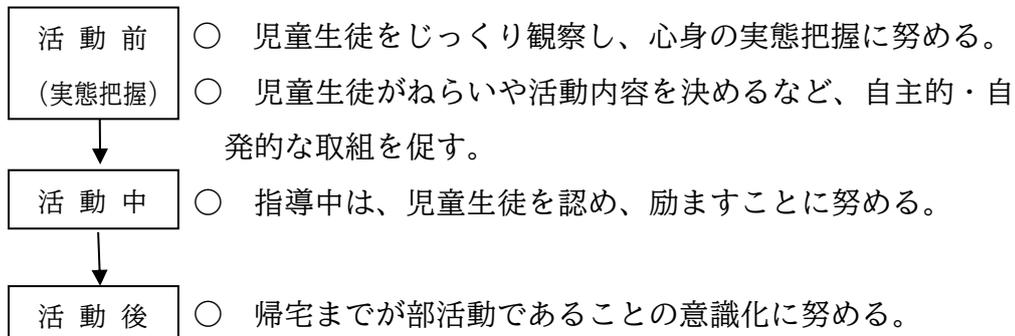
## 22 部活動

部活動は、児童生徒にとっては学校生活の中で魅力ある活動の一つであり、適切に行われれば、児童生徒の心身の健全育成に大きな役割を果たす。また、学年を超えた交流は、児童生徒を理解するのに適した場である。

(1) 指導に当たって

- ア 児童生徒一人一人の思いや願いを大切にし、愛情をもって指導する。
- イ 児童生徒の個性や能力を最大限に発揮できる活動や運営を心がける。
- ウ 技術の向上と同時に、望ましい集団の育成に配慮して指導する。
- エ 児童生徒の自主的・自発的な取組を大切にする。
- オ 休養日や活動時間を適切に設定した年間計画を作成し、児童生徒が見通しをもって活動できるようにする。
- カ 下校時刻を守り、児童生徒の下校時の安全に十分配慮する。
- キ 児童生徒の体力、ゆとり、家族との触れ合いを考慮し、過度の指導を避ける。

(2) 指導の実際について



(3) 安全対策について

- ア 安全な活動に努めることは当然であるが、事故が発生した場合には、適切かつ迅速に対応する（各学校の対応マニュアルを熟知しておく）。
- イ 登下校中の安全対策に十分留意する。

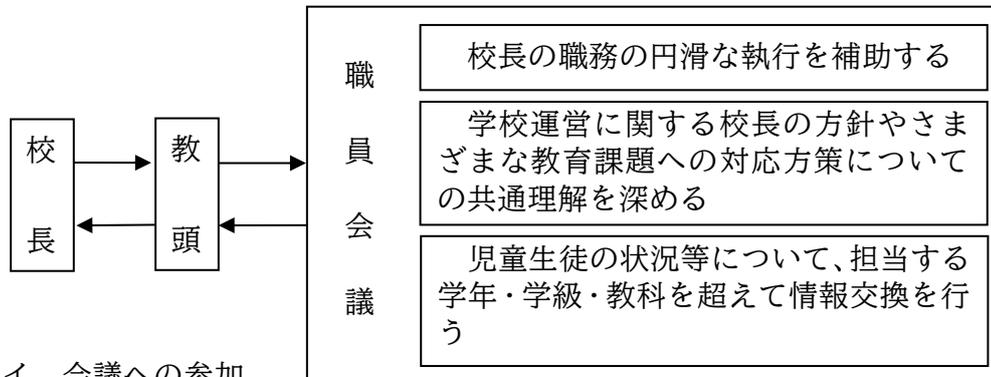
※ 指導に当たっては、「部活動指導ガイドライン～より効果的で持続可能な部活動を目指して～」(平成30年9月愛知県教育委員会)を参考にする。



## 23 会議

### (1) 職員会議

#### ア 職員会議の機能



#### イ 会議への参加

- ・ 開始時刻に遅れないように、開始前には着席するよう心がける。
- ・ ノートを用意し、要点を記録する。
- ・ よく聞き、じっくり考え、自分の意見を持ち、積極的に建設的な発言をする。
- ・ 提案する場合は、前担当者や上司に事前によく相談をする。
- ・ 会議資料の整理・保存を工夫し、活用できるようにする。

### (2) 運営委員会（企画委員会）

学校運営上の重要な事項を企画、立案する会である。学校によって、形式、組織、開催の方法等に若干の相違がある。

### (3) 学年会

学年運営のために、学年主任を中心として、行事や学習進度等、必要に応じて打ち合わせをする会である。

### (4) その他の会

教科部会、校務分掌上の打ち合わせをする会等がある。

## 24 退勤

- (1) 先輩や上司に助言を受けながら勤務時間内に能率よく事務処理ができるようにする。
- (2) 退勤前に、教室等の安全点検、身の回りの整理・整頓をする。とりわけ、教室の火気や戸締りの点検には十分注意する。また、金銭等を机の引き出しに入れたまま帰宅するようなことはしない。さらに、個人情報に掲載した表簿等は、持ち帰らず、施錠ができる引き出しやロッカー等で管理する。
- (3) 交通安全に十分注意し、教員自ら交通マナーやルールを守り、児童生徒の模範となる行動をとる。
- (4) 帰宅途中、児童生徒の遊びや通学路の安全状況に留意する。
- (5) 年間計画以外に随時行う家庭訪問は、事前に保護者に要点を連絡し、時間を守り、迷惑を掛けないようにする。また、事前に学校の上司の了解を得るようにする。

## IV 教員として知っておくべきこと

### 1 学級経営

学級経営とは、学習指導や生徒指導をはじめ、児童生徒の成長・発達が円滑にかつ確実に進むように、学級内の人間関係を築き、教育活動の成果が上がるように諸条件を整備し運営していく取組である。

児童生徒が主体的に学び、支え合いながら自己実現を目指すことができる学級集団となるよう、次の三つの視点を大切にして学級経営を進めたい。

#### ① 好ましい人間関係づくり

共感的な人間関係で結び付いた学級の中でこそ、児童生徒は互いを認め合い、学び合うことができる。そして、一人一人の規範意識が高い学級であれば、児童生徒は安心して仲間と共に成長することができる。

教員は、自らの人となりを示しながら児童生徒を温かく見守ることにより、一人一人が伸び伸びと学級生活を送れる環境づくりに努めたい。その一方で、仲間への配慮の足りない言動に対しては、その言動がもたらす影響や結果などを理解させる毅然とした指導を行うことが必要である。それにより、児童生徒に学級の仲間と一緒に生活しているという意識を育てていくことが大切である。

#### ② 一人一人の居場所づくり

自分は価値ある存在だと実感できる環境の中でこそ、児童生徒は心から学校生活の楽しさや成就感を味わうことができる。自分はこの学級の重要な一員であるという意識をもつことができ、日々の授業や諸活動における居場所があれば、児童生徒は自己存在感を味わいながら、仲間と共に成長することができる。

教員は、日々の授業や学級の取組において、一人一人の活躍の場が保障されるように、活動内容の工夫に努めたい。そして、その中から生まれてくる一人一人のかけがえのなさを、具体的な事象を取り上げながら本人や学級に伝えることにより、誰もが学級にとって大切な存在であるという意識を育てていくことが大切である。

### ③ 自分らしさが輝く場面づくり

一人一人がもっている能力や資質、感性等が学校生活のさまざまな場面で生かされ、認められる場があれば、児童生徒は目的意識をもって主体的に物事に取り組める。そして、自信をもって自己決定をしながら、仲間と共に成長することができる。

教員は、児童生徒一人一人が追究し、考え、判断したことを、自分の言葉で表現できるような機会の設定や活動の工夫に努めたい。そこで見られる取り組む態度や自発性・自主性に対して、評価や励ましを行うことにより、自分のよさに気付かせ、何事もやらされるのではなく、主体的に取り組もうとする態度を育てていくことが大切である。

円滑な学級経営を進めるための三つの視点を支えるのは「児童・生徒理解」である。教員は、授業中、給食活動、清掃活動等、児童生徒と共に学校生活をしており、家庭状況や学業成績、身体や行動上の問題など、多くの情報を得ることができる。また、保護者はもとより、他の教員やスクールカウンセラー、兄弟姉妹や学級の友達など、児童生徒を取り巻く多くの人からも情報を得ることができる。児童生徒のどのような行動にも「そうせざるを得ない」理由があるという前提で、共感的な理解を図り、一人一人に応じた適切な指導を進めていくことで、児童生徒は安心し、心を開いて語り始める。

このように、児童生徒の心の状態や気持ちの変化を読み取り、わずかな変化や違いに気付く観察力を磨き、問題が複雑かつ解決困難になる前に早期発見・早期対応していくことが重要である。

また、保護者との間で、学級通信や連絡帳、保護者会や家庭訪問等の方法により、コミュニケーションを重ねることで、児童生徒理解や生徒指導の在り方について共通理解を深め、開かれた学級経営を進めていくことが大切である。

#### 学級経営参考資料

「教員研修の手引」 (愛知県教育委員会・令和8年3月)

「生徒指導お助けリーフ」No.1「大切にしたい教師の言葉」

(愛知県生徒指導サポート協議会 平成25年3月)

(愛知県教育委員会義務教育課ホームページ)

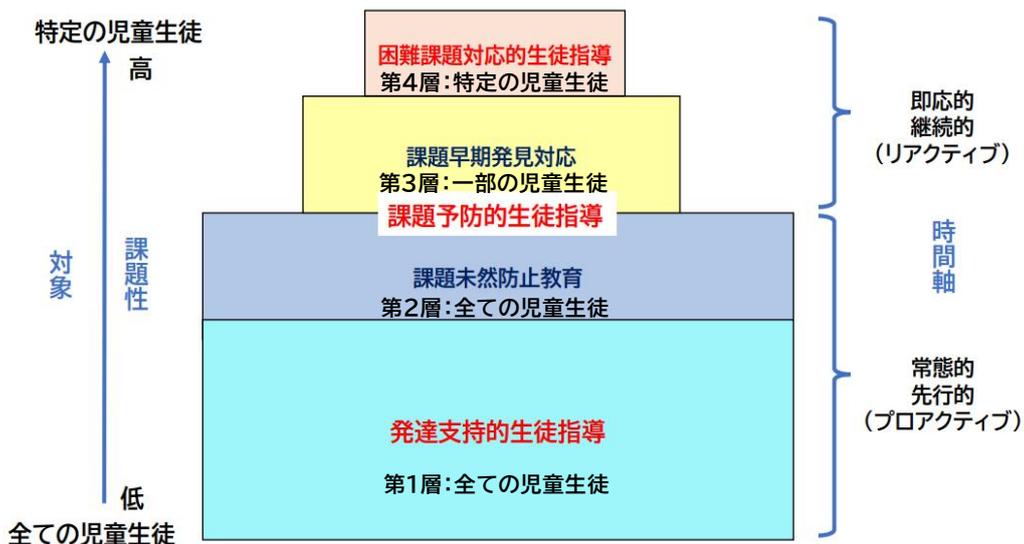
## 2 生徒指導

### (1) 生徒指導の目的

生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことであり、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行うことである。その目的は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることである。すなわち、集団生活の中で、自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指し、望ましい人格を形成させることである。

### (2) 生徒指導の構造 — 2軸3類4層構造 —

生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、構造化することができる。(下図)



「発達支持的生徒指導(第1層)」は、特定の課題を意識することなく、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものである。あくまでも児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程をいかに支えていくかという視点に立っている。日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが大切になる。

「課題予防的生徒指導」は、課題未然防止教育(第2層)と課題早期発見対応(第3層)から構成される。課題未然防止教育は、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施であ

る。具体的には、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等が該当する。

課題早期発見対応では、課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応する。例えば、成績が急落する、遅刻・早退・欠席が増える、身だしなみに変化が生じたりする児童生徒に対して、いじめや不登校、自殺などの深刻な事態に至らないように、早期に教育相談や家庭訪問などを行い、実態に応じて迅速に対応する。

困難課題対応的生徒指導(第4層)では、いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員(教員、SC、SSW等)だけでなく、教育委員会、警察、病院、児童相談所、NPO等の関係機関との連携・協働による課題対応を行う。生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心にした校内連携型支援チームを編成したり、校外の専門家を有する関係機関と連携・協働したネットワーク型支援チームを編成したりして対応する。

### (3) 生徒指導の在り方

#### ア 指導・援助の仕方

- ・ 指導・援助の基盤となる教員と児童生徒の人間関係を培う。
- ・ 問題を解決する能力を身に付けるよう援助する。
- ・ 児童生徒が活躍できるように配慮し、自己肯定感・自己有用感を培う。
- ・ 全ての児童生徒に対して、問題の回避・解決を図るよう促す発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導と、課題のある児童生徒を念頭において行う困難課題対応的生徒指導を、目的に応じて使い分ける。
- ・ 教員と児童生徒という立場をわきまえて対応し、不適切な指導になったり、二人きりの面談が誤解を招いたりしないように気を付ける。
- ・ 個人的に校外で会ったり、SNS等を使ったりしての指導は、絶対に行わない。

#### 【やってはいけないSNS等を使った行為】

- 児童生徒に個人的なSNSアカウントを自ら紹介する
- 個人的なコミュニケーションアプリを使って、児童生徒や保護者と連絡を取り合う
- 個人的な電話番号を児童生徒、保護者に伝え、連絡を取り合う 等

#### イ 組織・運営(チーム学校)の考え方

- ・ 全教職員参加による積極的な指導・支援体制を確立する。
- ・ 教職員一人一人が指導・支援の方針を共通理解し、自らの専門性を生かして役割を遂行する。

【チーム学校の一員としての姿勢】

- 一人で抱え込まない                      ○どんなことでも問題を全体に投げかける
- 管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる
- 同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする

(4) 生活のきまり・校則について

児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものである。校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のためのきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要である。

校則の見直しに当たっては、児童生徒が主体となる児童会・生徒会や保護者の考えを聞ける保護者会などの場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められる。

(5) 児童生徒への体罰について

教員は、児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に基づき、児童生徒の信頼関係の上に立って指導を行うことが必要であり、学校教育法第11条により禁止されている体罰は絶対に行ってはいけない行為である。体罰は、児童生徒にとって苦痛以外の何ものでもなく、一人一人のよさを生かす教育現場には、決してあってはならないものである。

「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」

(平成25年3月文科省より)

ア 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

- ・ 身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）
- ・ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座、直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）

教員等が行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

イ 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為。ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられる例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。                      ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。                      ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きが多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

ウ 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

- ・ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
- ・ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

<体罰を防ぐ要件> 児童生徒、教員にとって、学校が「心の居場所」となること。  
○教員と児童生徒の深い信頼関係      ○安らぎのある学級づくり  
○教員の深い児童生徒理解              ○学校と保護者が共に歩む姿勢をもつ

(6) 児童生徒の虐待防止について

「児童福祉法」によれば、児童虐待とは、保護者が18歳未満の者に対して行う、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待の4種類を言う。

学校は、虐待に関する正確な知識をもち、健康観察等あらゆる場面で児童虐待の早期発見に努めなければならない。児童生徒への虐待があると思われる場合には、児童福祉法（第25条）及び児童虐待の防止等に関する法律（第6条）により、速やかに通告しなければならない。また、児童生徒が虐待を受けたと思われる場合は、次のような対応が必要になる。

ア 速やかに児童（障害者）相談センターに通告する。

イ 市町村教育委員会を通じて、市町村の児童福祉担当部署や児童（障害者）相談センターと連携して、保護者等への対応を図る。

ウ 通告後も継続的に関係機関等と緊密に連携して、対応に努める。

<児童福祉法>

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りではない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

<児童虐待の防止等に関する法律>

第5条（児童虐待の早期発見等）

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

第6条（児童虐待にかかる通告）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所または児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

### 3 家庭との連携

教育活動、学級経営の一層の充実を図るには、学校と家庭との密接な連携が必要である。そのためには、学校参観・保護者会・家庭訪問・学級（学年）通信等について、学校・学年の方針を基盤に、内容等を工夫することが大切である。

#### (1) 学校参観

授業参観、学級懇談（保護者会）を行うのが一般的である。

授業は、参観する保護者に、指導のポイントが分かるようにしたい。また、行う教科等について偏りのないよう計画することが大切である。

学級懇談は、保護者の希望・意見を交え、年間の見通しをもって運営したい。さらに、全員が気軽に話し合えるよう座席の配置、司会、内容等について配慮し、教員の一方通行にならないようにしたい。

#### (2) 家庭訪問

家庭訪問をする際には、次の点に留意したい。

ア 事前に学校の上司の了解を得て、訪問の目的を伝えておく。

イ 訪問の目的が達せられるように、話し合う内容を考えておく。

ウ 家庭内の事情に立ち入りすぎないように、十分配慮する。

エ 謙虚で親しみのある態度で接するようにする。

オ 他人の批評や他の家庭との比較を避け、学校の問題を軽々しく口にしたり、私見を挟んだりしないようにする。

カ 一部の家庭と特に懇意になったり、接待等で誤解を生じたりしないようにする。

キ 保護者とSNSを使つての個人連絡は、絶対に避ける。

ク 時間を守り、保護者に迷惑を掛けないようにする。

#### 家庭と共に支える子供の成長

家庭との連携は、子供の成長を支える上で欠かせません。学校と家庭が互いに信頼し合い、協力することで、よりよい支援や指導につながります。

私は、学校での子供のがんばりを連絡帳で一言伝えるようにしています。がんばりを褒めてもらうことで、翌日の子供の表情が明るくなり、意欲が高まる様子が見られます。また、必要に応じて保護者と電話で連絡を取ったり、来校していただいたりして、保護者の話に直接耳を傾けることも心がけています。ときには子供のことで悩みや不安を抱えることもありますが、保護者も同じような思いを抱えていることが多くあるため、互いに考えを共有することで、子供の成長を共に支援できる関係となることもあります。今後も家庭との連携を深め、子供の健やかな成長を支えていきたいです。

（令和7年度初任者）

#### 4 家庭・地域での生活

学校、家庭、地域での教育や生活全体で、児童生徒に「生きる力」を育み、健やかな成長を促すため、家庭・地域との連携を図りながら、次の点に留意していきたい。

- (1) 生涯学習の基礎として、知的好奇心や探究心をもって自ら学ぶ意欲や主体的に学ぶ力を育てることを重視したい。家庭学習についても、児童生徒の過重負担や自主性・自発性を阻害するものにならないよう配慮したい。また、その内容を家庭での憩い、趣味、人間関係等も含めて広義にとらえ、幅の広い学習や体験を支援するようにしたい。
- (2) 児童生徒がゆとりある生活の中で、家庭や地域の人々との触れ合いを深め、自然体験、地域行事やボランティア活動、文化・スポーツ活動等、さまざまな活動や体験をすることが望まれる。そのために、児童生徒の発達段階や実態に応じ、休日の有意義な過ごし方について考えさせたり、課題意識をもって自分の生活を組み立てることができるよう指導したりするようにしたい。
- (3) 教員として、児童生徒の活動や体験の場となる地域の状況・特色等について理解を深めることが大切である。日頃から地域の素材や人材等に関心をもち、教育活動にも生かしていきたい。

#### 地域と共に育む子供たちの成長

日々の教育活動を通して強く感じることは、学校教育は家庭や地域の協力の下に成り立っているということです。私の勤務校の登下校では、保護者や老人会、民間企業の方々が地域のボランティアとして、子供たちの安全を見守ってくださっています。毎日の登下校での挨拶や声かけの一つ一つは、子供たちの安心感や信頼感につながっています。その温かい見守りの中で、子供たちは地域の人との関わりを学びながら成長しています。教育は学校だけで完結するものではなく、家庭や地域と手を取り合うことで、より豊かなものになると考えます。日頃から教育活動に参加してくださる地域の方々に感謝の気持ちを忘れずに、地域や家庭と積極的に関わりをもちながら、子供たち一人一人の健やかな成長を支えていけるよう努めていきたいと思います。

(令和7年度初任者)

## 5 学級事務

学級事務と学級経営は表裏一体のものであり、両者が相まって教育活動が進展し、児童生徒理解や学習指導の充実が図られる。事務の内容や表簿等は、学校によって多少異なるが、おおむね次のようである。

### (1) 主な学級事務の内容

#### ア 学級経営に関すること

- ・ 学級経営案の作成
- ・ 学級に関する実態調査
- ・ 教室の管理と環境の整備（施設、設備、備品、掲示物、展示物等）
- ・ 指導要録の記載
- ・ 健康診断票・歯の検査票等の処理
- ・ 出席簿や入学、転学等の処理
- ・ 学級日誌の指導、点検

#### イ 学習指導に関すること

- ・ 年間指導計画や週案、日案等の作成
- ・ 教材研究及び教材・教具の準備
- ・ 学習結果や評価の記録、通知表の作成

#### ウ 経理に関すること

- ・ 給食費
- ・ その他の集金経理事務

#### エ その他

学級経営の在り方と関連して、学級通信の作成、日記指導、学習・生活習慣の形成や望ましい学級集団づくりを図るためのノート、カード類の指導・点検等が例として挙げられる。

### (2) 学級事務における留意事項

ア 諸表簿、記録については、記載・処理だけに終わることなく、それらの活用を考えなければならない。特に、指導要録については、対外証明等の原簿及び指導のための資料としての機能を十分果たすことができるよう、記載と取り扱いに注意が必要である。

イ 事務処理に当たっては、正確を期することはもちろん、計画的・能率的に仕事を進め、期限に遅れることのないよう十分注意する。

ウ 相互に関係の深い表簿（出席簿－給食実施簿－学級日誌等）については、その関係をよく注意して矛盾のないよう確かめるようにする。

エ 諸表簿は常にその所在を明確にするとともに、「非常持ち出し」を要する重要書類の保管場所、搬出方法について熟知しておく。

## 6 キャリア教育

### (1) キャリア教育を進めるに当たって

キャリア教育は、児童生徒の発達段階に応じて体系的・系統的に行う必要がある。小・中学校とも、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ、各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。中学校の進路指導においては、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的に行う必要がある。

### (2) キャリア教育推進のために

#### ア 校内組織の整備をする

全教職員が目標を共有しながら適切に役割を分担するとともに、教職員間の連絡を密にし、家庭・地域社会・企業等との連携を図れるように組織を整備する。

#### イ 全体計画・年間指導計画を立てる

全体計画とは、学校教育を通じて基礎的・汎用的な能力を育成するために、各学校の教育目標や育成したい能力、態度、教育内容・方法、各教科等の関連を示すものである。また、年間指導計画は、各学年の発達段階に応じた能力・態度の到達目標を具体的に設定するなど、全体計画を具現化するものである。立案の際には、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりを明確化して行うことが大切である。

#### ウ 評価を適切に行い、指導計画・学習指導の改善につなげる

実践が、キャリア教育の目標を達成し、更により効果的なものとなるよう発展させていくため、実践に関する評価、児童生徒に関する評価等を適切に行う。

#### エ 家庭・地域・関係機関との連携を深める

児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、主体的な進路選択や将来設計ができるよう指導したり、支援したりするため、家庭・地域・関係機関と連携し、共通理解を図る。

#### オ 「キャリア・パスポート（キャリア教育ノート等）」を活用する

キャリア教育の視点に立った取組や、それによって身に付けた力を、児童生徒が記録し蓄積する「キャリア・パスポート」として、「キャリア教育ノート」（義務教育課ウェブページ掲載）の積極的な活用を推進している。小学校から高等学校まで、学年・校種を越えて引き継ぎ、学びの振り返りや見通しに生かすことができるようにする。

#### 参考資料

- ・「キャリア教育生き方メッセージ集（DVD）」（愛知県教育委員会・平成22年）
- ・「キャリア教育推進DVD なるほど!!キャリア教育」（愛知県教育委員会・平成23年）
- ・「キャリア教育推進の手引」「キャリア教育ノート」（愛知県教育委員会義務教育課ウェブページ・平成23年）
- ・「キャリアコミュニティプロジェクトリーフレット」（愛知県教育委員会義務教育課ウェブページ・平成29年）
- ・「キャリア教育ノート」（新しく追加したページ）（愛知県教育委員会義務教育課ウェブページ・令和6年）

## 7 現職教育

### (1) 現職教育の必要性

ア 科学や技術の高度な発達、社会・文化の急激な進展に対して、生きる力の育成が要請されている。

イ 教員は教育の専門家であり、専門家として必要な教養、知性、技能を身に付けるように常に努力しなければならない。

### (2) 現職教育の意味

ア 現職教育は、職種を問わず、働いている人たちが、新しい知識や技能を身に付けるために受ける教育である。

イ 教育の質の向上、教員の資質・能力の向上、教育課題への対応力の強化、学校全体の組織的な改善が主な目的である。

### (3) 現職教育の形態

ア 県教育委員会、地方教育事務協議会、市町村教育委員会が行うものには、初任者研修、教職経験者研修、実技講習会、教科別研修会、教育課程研究集会等がある。

イ 県教育機関、公の研究団体等が主催する研究会、発表会、講習会、研修会等がある。

ウ 校内現職教育では、教科別、学年別、分掌別等の形態も加味して計画実施されている。

### (4) 研修の留意事項

ア 研修を計画的、継続的に研究、実践し、専門性を高める。

イ 研修の内容や方法を明確にして、効果的な研修に努める。

ウ 授業研究の機会をもち、授業の見方や学習指導の在り方を検討する。  
特に、教員の発問の仕方や児童生徒の発言・活動の受け止め方は、重要である。

エ 研究授業を定期的に行い、事前・事後研究も計画的に行う。

オ 校内現職教育の体制を把握し、自らの研修に積極的に役立てるように工夫する。



## 8 学校保健

社会環境や生活環境の変化は、児童生徒の心身の健康にも大きな影響を与えており、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、感染症、性や薬物に関する問題や心の健康問題などの健康課題が顕在化している。

学校保健は、学校安全、学校給食とともに学校における健康教育の一つである。健康教育のねらいは、児童生徒が、自分の健康状態に関心をもち、健康上の課題を自分で考え、解決（改善）できるような資質や能力、すなわち健康を保持増進するための実践力を身に付けることにある。

### (1) 学校保健の目的と構造

学校保健は、児童生徒の健康の保持増進を図ることを目的としている。学校保健の領域としては、保健教育と保健管理があり、両者を円滑かつ効率的に運営していくための組織活動がある。学校保健活動の推進に当たっては、学校保健計画に基づき、計画的に実施することとされている。

#### <保健教育>

- ・ 関連教科（体育科、保健体育科、生活科、理科、家庭科、技術・家庭科、道徳科等）、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動・ホームルーム活動、学校行事、児童会・生徒会活動、クラブ活動等）、保健室における個別指導や日常の学校生活での指導

#### <保健管理>①対人管理、②対物管理

- ① 心身の健康管理…健康観察、健康診断、健康相談、保健指導、疾病予防、救急処置、感染症予防  
生活の管理…健康生活の実践状況の把握及び改善、学校生活の管理
- ② 学校環境の管理…学校環境の衛生的管理、安全管理  
学校環境の美化等情操面への配慮

#### <組織活動>

- ・ 教職員の組織、協力体制の確立（役割の明確化）、研修、家庭との連携、地域の関係機関、団体との連携及び学校間の連携、学校保健委員会

### (2) 教諭としての職務内容

保健主事の適切な計画と指示の下に養護教諭の協力や助言を得て、児童生徒の保健管理と保健教育に当たる。

- ア 学校の保健（教育・管理・組織活動）計画の立案に当たっての意見
- イ 日常の健康観察の徹底
- ウ 児童生徒の保健室利用についての指導
- エ 救急処置の実施、保護者及び校長等への報告
- オ 児童生徒の健康相談
- カ 健康診断の実施及び事後措置としての保健管理、保健教育
- キ 学校教育活動全体を通じての保健教育・安全教育・給食指導
- ク 学校環境衛生の基準に準拠した学習環境の維持と改善
- ケ 事務的な業務として、健康診断票の記入、疾病異常者名簿の作成、健康相談の記録、統計事務の協力等

### (3) 学級担任としての職務内容

上記の職務内容の他に、特に、次のことに留意する。

#### ア 学級経営の中で保健・安全管理の徹底と環境の整備

- (ア) 換気（不快な刺激や臭気がないか、換気が適切に行われているか）
- (イ) 温度（温度は適切か：18℃以上、28℃以下が望ましい）
- (ウ) 明るさとまぶしさ（明るさは十分にあるか、まぶしさはないか）
- (エ) 騒音（授業を妨害する音はないか）
- (オ) 教室の清潔（教室内は清潔で、危険な箇所はないか）
- (カ) その他、安全点検表による日常・定期の安全点検等

#### イ 学級における保健教育の徹底

朝の会、帰りの会、学級活動等では、保健・安全教育の年間計画に基づいて指導案を作成し計画的に指導する。その他、学校生活のあらゆる場での保健教育として、疾病の予防、環境の衛生的維持・改善、熱中症を含む事故の防止、栄養改善、体力・気力の維持増進等、健康生活についての指導をする。学校保健の指導は単に健康を維持するだけでなく、積極的に増進するための指導が必要である。なお、学級担任は日常の健康観察を徹底して、児童生徒の心身の状況を把握し、感染症や心の健康状態などの心身の変化について早期発見・早期対応を図る。また、児童生徒の身体的・精神的な障害や特性を十分理解し、個別指導を押し進めなくてはならない。特に慢性疾患、循環器系の疾患、アレルギー疾患、起立性調節障害やメンタルヘルスの側面からも配慮を必要とする児童生徒については、保護者及び専門機関と連携を図り、適切な指導及び支援が必要である。

#### 子供の成長と安全を見届けるサポーターとなる養護教諭であるために

保健室での対応で「先生、実は...。」と予期せぬタイミングでその子にとって重大な事実を明かされることがあります。中には、自傷行為や虐待をはじめ、慎重かつ長期的な支援を必要とするケースもあります。突然打ち明けられることにも丁寧に支援できるよう、日頃から一人一人を多角的に把握していることが、よりよい支援につながるのではないかと考えています。子供から「相談してみようかな」と思われる存在であるために、積極的に多くの場面で生徒と関わるように、また、担任をはじめとする多くの職員との何気ない会話から、私が知らない子供の一面を知るように心がけています。

子供が発するサインを見逃さないよう誠実に向き合い、保護者やSCなど関係者とも協力して、子供の成長と安全を見届けるサポーターとなれるように励んでいきたいと思えます。

（令和7年度新規採用養護教諭）

## 9 学校安全

学校安全は、学校保健、学校給食とともに、学校における健康教育の一つであり、それぞれが独自の機能を担いつつも、相互に関連を図りながら、児童生徒の健康の保持増進を図っている。

### (1) 三つの主要な活動

学校安全は、安全教育と安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という三つの主要な活動から構成されており、**学校安全計画**に基づき、計画的に推進していく。(次頁「学校安全計画例」参照)

#### ●安全教育

◇日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成すること。

#### ●安全管理

◇対人管理…児童生徒の心身状態の管理及びさまざまな生活や行動の管理  
◇対物管理…学校に関わる環境の管理

#### ●組織活動

◇児童生徒を含めた校内の協力体制や家庭及び地域社会との連携

### (2) 三つの領域

学校安全の領域として、「**生活安全（防犯を含む）**」「**交通安全**」「**災害安全（防災）**」の三つが挙げられる。

#### ●生活安全（防犯を含む）…日常生活で起こる事件・事故災害や犯罪被害防止 など

◇学校生活全般に関わる危険の理解と安全確保  
各教科等授業時間／休憩時間／給食・清掃活動／児童(生徒)会活動  
部活動（クラブ活動）／運動会等体育的行事／旅行・宿泊的行事  
野外活動行事／登下校時 など

◇事故発生時の通報と応急手当、熱中症事故の防止

◇学校や地域社会での犯罪被害の防止

#### ●交通安全…さまざまな交通場面における危険と安全 など

◇道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動

◇自転車の点検・整備と正しい乗り方 など

#### ●災害安全（防災）…さまざまな自然災害や火災、原子力災害 など

◇災害発生時における危険の理解と安全な行動

火災／地震や津波／火山活動／風水(雪)害、落雷等の気象災害

◇災害等発生時の避難経路・方法、備え など

《参考》小学校 学校安全計画例

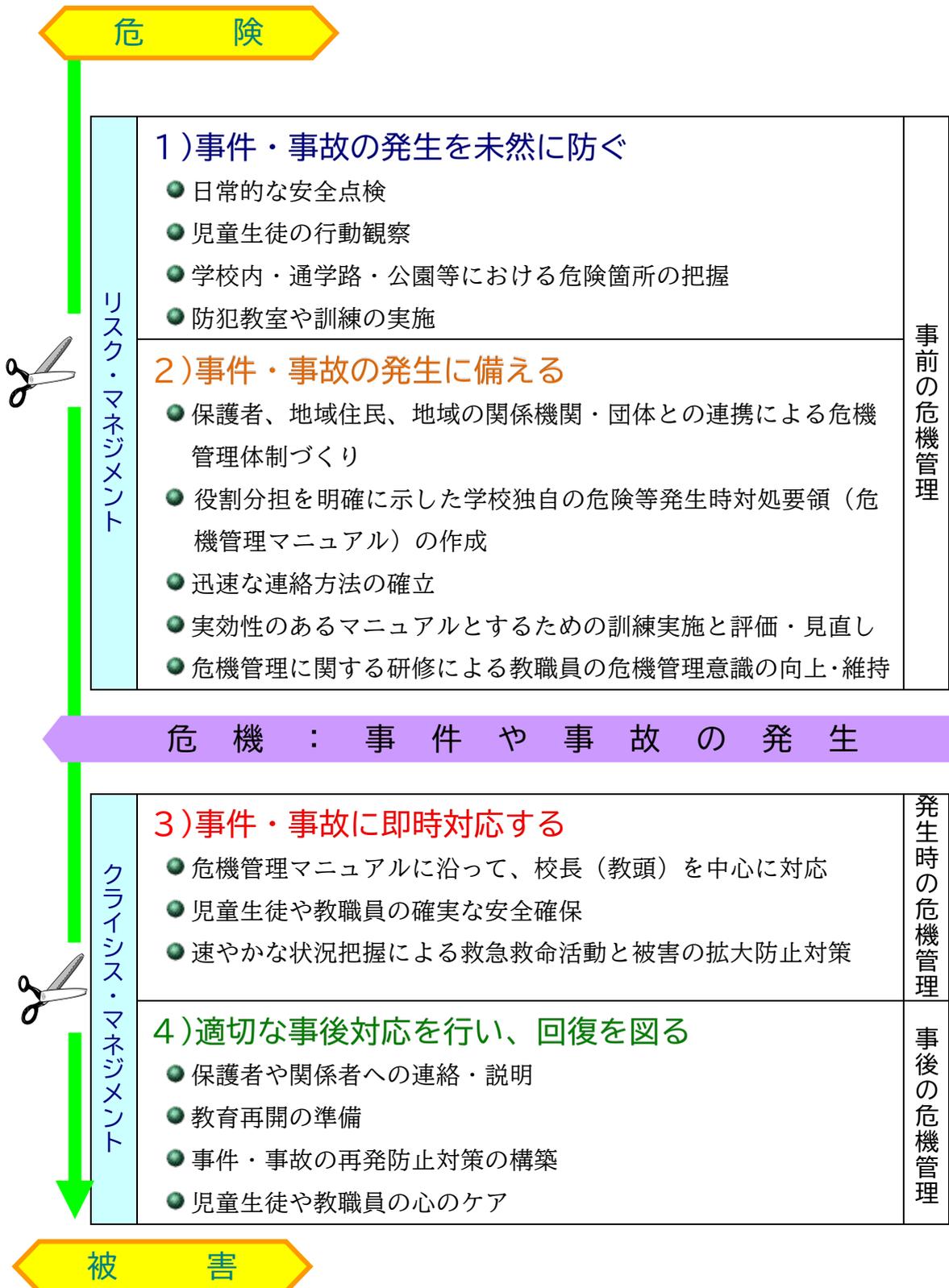
◎…1単位時間程度の指導 ●…短い時間の指導

		4	5	6	7・8	9	
月の重点		通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時の安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動をしよう	
道徳		規則の遵守	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実	
安全	生活	・遊具の正しい使い方 ・校内探検 ・廊下の歩き方、安全な校内での過ごし方	・地域巡り、野外観察の交通安全 ・活動に使用する用具等の安全な使い方	・通学路の様子、安全を守っている人々の働き	・虫探し、お店探検時の交通安全	・はさみの使い方	
	社会	・我が国の国土と自然環境(5)	・地域の安全を守る働き(消防署や警察署)(3)	・自然災害と人々を守る行政の働き(4)	・地域に起こる自然災害と日頃の備え(4)	・国土の保全と国民生活(自然条件と災害の種類や発生の位置や時期)(5)	
	理科	・天気の変化 ・ガスバーナーの使い方など正しい加熱、燃焼や気体の発生実験	・カバーガラス、スライドガラス、フラスコなど実験器具の使い方	・雨水の行方と地面の様子 ・実験・観察器具の正しい使い方	・夜間観察の安全	・天気の変化と災害	
	図工	・はさみ、カッター・ナイフ・糸のこぎり・金づち・釘抜き・彫刻刀・ペンチ等の用具、針金・竹ひご・細木、接着剤・ニス等の造形活動					
	家庭	・針、はさみの使い方 ・用具の個数確認	・アイロン等の熱源用具の安全な取扱い	・食品の取扱い方	・包丁の使い方 ・調理台の整理整頓	・実習時の安全な服装	
	体育	・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確認	・集団演技、行動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全	・鉄棒運動の安全		
	総合的な学習の時間	「〇〇大好き～町たんけん」(3年) 「交通安全ポスターづくり」(4年)					
教育	学級活動	低学年	●休み時間の約束 ◎防犯避難訓練への参加の仕方 ●遠足時の安全 ●運動時の約束	●雨天時の約束 ◎プールの約束 ●誘拐から身を守る	●夏休みの約束 ◎自転車乗車時の約束 ●落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●運動時の約束	
		中学年	●休み時間の安全 ◎防犯避難訓練への積極的な参加 ●遠足時の安全 ●運動時の約束 ◎防犯教室(3年)	●雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用 ●防犯に関わる人たち ◎防犯教室(4年)	●夏休みの安全な過ごし方 ●自転車乗車時のきまり ●落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●運動時の安全な服装	
		高学年	●休み時間の事故とけが ◎防犯避難訓練の意義 ●交通機関利用時の安全 ●運動時の事故とけが	●雨天時の事故とけが ◎救急法と着衣泳 ●自分自身で身を守る ◎防犯教室(5・6年)	●夏休みの事故と防止策 ●自転車の点検と整備 ●落雷の危険	◎校庭や屋上で起こる事故の防止策 ●運動時の事故とけが	
	児童会活動等	・新入生を迎える会	・児童総会 ・クラブ活動開始 ・委員会活動開始		・児童集会 ・地域児童会集会		
	主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・交通安全運動	・運動会 ・遠足 ・避難訓練(不審者)	・自然教室 ・集団下校訓練(大雨等) ・プール開き		・交通安全運動 ・防災引渡し訓練 ・防災避難訓練(地震)	
	安全管理	対人管理	・安全な通学の仕方 ・固定施設遊具の安全な使い方	・安全のきまりの設定 ・電車やバスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・プールでの安全のきまりの確認	・自転車乗車時のきまり、点検、整備 ・校舎内での安全な過ごし方	・校庭や屋上での安全な過ごし方
		対物管理	・通学路の安全確認 ・避難経路の確認 ・安全点検計画	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備
学校安全に関する組織活動	研修	・登下校時、春の交通安全運動期間の教職員・保護者の街頭指導	・校外における児童の安全行動把握、情報交換	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・学区危険箇所点検	・地域ハトロール意見交換会	・登下校時、秋の交通安全運動期間の教職員・保護者の街頭指導と地域ハトロール	
	研修	・通学路の状況と安全上の課題 ・防犯に関する研修(緊急時の校内連絡体制マニュアルの点検)	・熱中症予防と発生時の対応に関する研修 ・安全教育に係るカリキュラム・マネジメントの考え方	・応急手当(止血等、心肺蘇生とAEDを含む研修(PTAと連携)	・遊具等の安全点検の方法	・防災に関する研修(訓練時)	

「あいちの学校安全マニュアル」(令和3年3月)より

(3) 三段階の危機管理

危機管理には、**事前・発生時・事後**の三つの段階があり、各段階に応じて適切に対応することが大切である。



## 10 食に関する指導

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、児童生徒の食生活や健康に関して、朝食欠食などの食生活の乱れ、肥満や過度の<sup>そ</sup>う<sup>し</sup>ん<sup>な</sup>どが見られ、増大しつつある生活習慣病と食生活の関係も指摘されている。

このような課題に対応するために、平成 29 年 3 月告示の学習指導要領の総則では、学校教育全体を通しての食育推進の重要性が更に強調された。また、「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育 (H29.3)」や「食に関する指導の手引 (第二次改訂版) (H31.3)」が文部科学省から示され、学校で取り組むべき具体的な方策等も示されている。

学校における食育の推進に当たっては、以下の点に留意する。

### (1) 食に関する指導の目標

#### ア 知識及び技能

- ・ 食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

#### イ 思考力、判断力、表現力等

- ・ 食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

#### ウ 学びに向かう力、人間性等

- ・ 主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

### (2) 学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実

ア 食に関する指導の全体計画①②を作成し、各教科、特別活動等の教科・領域において計画的、組織的に食に関する指導を行っていく。

イ 学校給食を食に関する指導の生きた教材として活用する。

ウ 偏食、肥満傾向、食物アレルギー等の個別的な相談指導においては、校内の指導体制を整備し、家庭や地域の関係機関と連携して行う。

### (3) 給食の時間における食に関する指導の充実

ア 栄養教諭・学校栄養職員と連携し、栄養バランスを考える指導等を通して、日常の食事の大切さや健康との関わりについて理解を深める。

イ 身支度や手洗い等の衛生面に留意し、よいマナーで気持ちよく食事をする習慣を身に付けさせる。

ウ 食事環境の工夫を図り、心和む給食の時間とする。

エ 個に応じた指導をする。

### (4) 家庭・地域社会との連携

ア 児童生徒の食生活の実態や食に関する情報を食育便り等で伝えることにより、食育に対する保護者の意識を高める。

イ 交流給食や生産活動等、家庭・地域と連携した教育活動を進める。

## 11 特別支援教育

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

(「特別支援教育の推進について(通知)」平成19年4月 文部科学省)

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に学ぶ、インクルーシブ教育システムを構築していくために必要不可欠なものであり、全ての学校において学校全体で総合的に対応することが大切である。そのため、全ての教職員が適切な指導を行えるように研修を深める必要がある。

### (1) 通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒の指導

通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒への指導は、障害についての正しい理解の下に、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、保護者・専門家・医療機関等との連携を図りながら、障害の状態等に応じた指導を計画的・組織的に全校体制で行うことが必要である。

ア 校内委員会等において、発達障害を含む障害のある児童生徒の実態を的確に把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の方策を具体化し、全教職員が共通理解しながら取り組む。

イ 特別支援教育コーディネーターを中心に、学校外の専門家や医療機関等と連携して、発達障害を含む障害のある児童生徒への指導に当たる。

### (2) 通級による指導

通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒に対しては、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導(自立活動の指導等)を特別の指導の場(通級指導教室)で行うことができる。本県においては、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHDの通級指導教室が設置されている。

#### ア 通級による指導の形態

通級による指導の形態は、自校通級、他校通級、巡回による指導がある。

#### イ 通級による指導の実施上の留意点

- ・ 特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示される自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行う。特に、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導を行う。
- ・ 障害の状態等を十分に考慮して、児童生徒の負担が過重にならないよう、時間や日程等を調整する。また、通級による指導により通常の

学級での学習等に遅れが出ないように配慮する。

(3) 特別支援学級における指導

特別支援学級には、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

教育課程の編成については、小・中学校の学習指導要領に基づき、当該学年に準ずる教育課程を基本とするが、特に必要がある場合は児童生徒の実態に応じて特別の教育課程を編成することができる。その場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とする。

指導に際しては、教職員間の連携に努め、一人一人の障害等に十分配慮し、児童生徒の自立と社会参加に向けて、児童生徒自身の主体的な取組に向けた指導を行うことが大切である。

(4) 交流及び共同学習

交流及び共同学習は、障害のある児童生徒にとっても、障害のない児童生徒にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるなど、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むための機会でもある。そのため、ねらいを明確にして、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど、計画的・組織的な推進が必要である。

(5) 保護者との連携・協力

発達障害を含む障害のある児童生徒への指導を効果的に行うためには、家庭との連携は欠かせない。特に、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成に当たっては、保護者との密接な連携が求められる。

児童生徒の指導について保護者との理解と協力を得るためにも、日頃から学校生活の様子を伝えたり、個別懇談で個々の児童生徒の指導内容・指導方法を具体的に示したりすることに努める。

(6) 特別支援教育の推進について

差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止等を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月 1 日に施行された。本県では、令和 6 年 2 月に策定した「第 3 期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン 2028）」に基づき、共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実に取り組んでいる。

県教育委員会特別支援教育課ウェブページには、第 3 期愛知県特別支援教育推進計画とともに、「小中学校における合理的配慮事例集」を掲載している。各学校においては、これらを参考として、特別支援教育の一層の推進を図ることが大切である。

## 12 人権教育

私たちは、生まれながらにして皆平等であり、幸せで健康に生きる権利をもっている。この権利は、女性・子供・高齢者・障害者・外国人・感染症患者・犯罪被害者・ホームレス・性的少数者等、あらゆる人間に平等に与えられている。

しかし、私たちは古くからの因習や世間体にとらわれ、知らず知らずのうちに、人権を侵し、人の幸せを踏みにじていることがある。例えば、性別、職業、社会的地位、学歴、出生地等で、人を必要以上に偉く思ったり、逆に見下げたりすることはないだろうか。

このように、先入観で人を判断することが偏見である。そして、その偏見から、人を不平等に扱うことが差別である。人は誰しも生まれるときに、出生地・性別等を自分で決定することができない。したがって、そのような個人の責任でないことで人を差別することがあってはならない。

私たちの身の回りにあるさまざまな人権問題の中に部落差別がある。部落差別とは、特定の地域（いわゆる「被差別部落」）の生まれや出身などというだけの理由で差別され、人間としての基本的人権が保障されていないという日本の重大な社会問題である（参考資料「部落差別の正しい理解のために」令和7年3月）。

人権教育は、こうした部落差別をはじめとするさまざまな人権問題を解消するために、児童生徒の実態や発達段階に応じ、正しい理解と認識を深め、基本的人権を尊重する精神や実践的態度の育成を目指している。そのため、人権教育は、県内全ての学校において、各教科・道徳科・総合的な学習の時間・特別活動をはじめ、全ての教育活動を通して計画的かつ継続的に実施されなければならない。なお、具体的な指導に当たっては、4月に各学校に配付される「人権教育推進計画」や、『教員研修の手引』第3章のⅢ社会の状況に対応する教育の9「人権教育」を参考に、教職員の共通理解の下に、相互の連絡を密にして指導を行うことが大切である。

私たち教員は、毎日、次代を担う児童生徒と共に生活し、人間として社会的な生活を営む上での基本的な能力や実践的な態度を育成する立場にある。したがって、まず教員自身が、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題に関する理解と認識を深めるとともに、人権感覚をしっかり磨くことが大切である。そして、差別をしない、人としての望ましい在り方を、自らの態度や行動で示していくことが望まれる。

## 【参考資料】

# 児童の権利に関する条約

文部省（現文部科学省）条約の概要  
1994年（H6）5月22日発効

この条約は、前文、本文五十四箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

### 1 児童の定義

児童とは、十八歳未満の全ての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く（第一条）。

### 2 締約国の義務

#### (1) 一般的義務

イ 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する（第二条）。

ロ 児童に関する全ての措置をとるに当たり、児童の最善の利益が主として考慮される（第三条）。

ハ 締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる（第四条）。

ニ 締約国は、父母、法定保護者等が児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する（第五条）。

#### (2) 生命に対する権利

締約国は、生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する（第六条）。

#### (3) 登録、氏名、国籍等についての権利

イ 締約国は、児童が出生後直ちに登録され、氏名を有し及び国籍を取得する権利の実現を確保する（第七条）。

ロ 締約国は、児童が国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項を保持する権利を尊重し、その身元関係事項が不法に奪われる場合には、これを回復するため、適当な援助及び保護を与える（第八条）。

#### (4) 家族から分離されない権利

イ 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保し、また、父母の一方又は双方から分離されている児童が父母との接触を維持する権利を尊重する（第九条）。

ロ 家族の再統合のための児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う（第十条）。

ハ 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる（第十一条）。

#### (5) 意見を表明する権利

締約国は、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される（第十二条）。

#### (6) 表現の自由についての権利

児童は、表現の自由についての権利を有する（第十三条）。

- (7) 思想、良心及び宗教の自由についての権利  
締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する（第十四条）。
- (8) 結社及び集会の自由についての権利  
締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める（第十五条）。
- (9) 干渉又は攻撃に対する保護  
いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない（第十六条）。
- (10) 情報及び資料の利用  
締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が多様な情報源からの情報及び資料を利用し得ることを確保する（第十七条）。
- (11) 家庭環境における児童の保護  
イ 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するとの原則の認識を確保するために最善の努力を払う（第十八条）。  
ロ 締約国は、虐待、放置、搾取（性的虐待を含む。）等から児童を保護するための全ての適切な措置をとる（第十九条）。  
ハ 家庭環境を奪われた児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する（第二十条）。  
ニ 締約国は、児童の養子縁組に当たり、児童の最善の利益について最大の考慮が払われること、また、権限のある当局によってのみこれが認められることを確保する（第二十一条）。
- (12) 難民の児童に対する保護及び援助  
締約国は、難民の地位を求めている児童又は難民と認められている児童が適切な保護及び人道的な援助を受けることを確保するための適切な措置をとる（第二十二条）。
- (13) 医療及び福祉の分野における児童の権利  
イ 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める（第二十三条）。  
ロ 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める（第二十四条）。  
ハ 締約国は、養護、保護又は治療を目的として収容された児童に対する処遇等に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める（第二十五条）。  
ニ 締約国は、全ての児童が社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、このための必要な措置をとる（第二十六条）。  
ホ 締約国は、相当な生活水準についての児童の権利を認める（第二十七条）。
- (14) 教育及び文化の分野における児童の権利  
イ 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。また、締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で運用されることを確保するための全ての適切な措置をとる。（第二十八条）  
ロ 締約国は、児童の教育が、児童の人格、才能等を最大限度まで発達させること、人権及び基本的自由並びに国連憲章にうたう原則の尊重を育成すること、児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること等を指向すべきことに同意する（第二十九条）。  
ハ 少数民族に属し又は原住民である児童は、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない（第三十条）。  
ニ 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童が遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に参加する権利を認める（第三十一条）。
- (15) 搾取等からの児童の保護  
イ 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは教育の妨げとなり又は健康若しくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める（第三十二条）。

- ロ 締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な使用からの児童の保護等のための全ての適切な措置をとる（第三十三条）。
  - ハ 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する（第三十四条）。
  - ニ 締約国は、児童の誘拐、売買又は取引を防止するための全ての適切な措置をとる（第三十五条）。
  - ホ 締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他の全ての形態の搾取から児童を保護する（第三十六条）。
- (16) 自由を奪われた児童、刑法を犯したと申し立てられた児童等の取扱い及び武力紛争における児童の保護
- イ 締約国は、いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと等を確保する。締約国は、また、自由を奪われた児童が、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されること等を確保する（第三十七条）。
  - ロ 締約国は、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するための全ての実行可能な措置をとる（第三十八条）。
  - ハ 締約国は、放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の回復及び社会復帰を促進するための全ての適切な措置をとる（第三十九条）。
  - ニ 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された全ての児童が尊厳及び価値についての意識を促進させるような方法等で取り扱われる権利を認める（第四十条）。
- 3 条約と国内法及び他の国際法との関係
- この条約のいかなる規定も、締約国の法律及び締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって、児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない（第四十一条）。
- 4 条約の広報義務
- 締約国は、この条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する（第四十二条）。
- 5 委員会の設置等
- (1) この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する（第四十三条）。
  - (2) 締約国は、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置等に関する報告を国連事務総長を通じて委員会に提出することを約束する（第四十四条）。
  - (3) 委員会は、専門機関及び国連児童基金その他の国連の機関からこの条約の実施についての報告を提出するよう要請することができる。また、委員会は、提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。（第四十五条）
- 6 最終条項
- 署名、批准、加入、効力発生、改正、留保等について規定している（第四十六条から第五十四条まで）。

### 13 社会人としてのマナー

教員の仕事は、児童生徒だけでなく、保護者や校内の教員をはじめ、多くの人と接することで成り立つ。どのようなときも、接する相手の立場に立ち、互いに気持ちよく過ごせるように努めることは、社会人として不可欠である。また、教員は児童生徒に対し、さまざまな場面でマナーの指導を行うがゆえに、教員は常に「言行一致」をしていることが求められる。社会人としてのマナーをわきまえ、周りの教員と協調を取ることは、円滑に校務を進める上で大切である。

#### (1) 服装・身だしなみを整える

- ・ 清潔感をもてるようにする。
- ・ 教科等や行事、活動場所に合った服装にする。

#### (2) 挨拶は進んで行う

- ・ 出勤や退勤のとき… (例)「おはようございます」「お先に失礼します」
- ・ 校内で児童生徒等とすれ違うとき… (例)「こんにちは」「さようなら」
- ・ 出張等での出校や帰校のとき…

(例)「今から～へ出張に出ます。失礼します」

「ただいま戻りました (ありがとうございます)」

- ・ 来校者に対して

(例)「こんにちは (御用件をお伺いいたしますが)」

「こんにちは (職員室まで御案内いたします)」

※来校者が職員室を訪ねたとき、席を立てて出迎えられるとよい。

#### (3) 返事や応答は丁寧な言葉遣いではきはきとする

- ・ 名前を呼ばれたら即座に「はい」と返事をする。
- ・ 敬体で話し、基本的に語尾を「です」「ます」にする。

#### (4) 電話での応対は、親切で安心感を与えるものにする

##### ア 電話を受けるとき

- ・ 電話が鳴ったら、2コール以内に電話に出ることを心がける。
- ・ 電話に出たら、「はい、〇〇学校の〇〇です」と姓まで名乗る。
- ・ 姓を名乗ったら、「いつもお世話になっております」等の挨拶をする。
- ・ 相手が名乗らなかったら、「失礼ですが、どちら様でしょうか」と言って、相手の名前を聞く。
- ・ 話が終わったら、相手が電話を切ってから受話器を置く。

##### イ 電話をかけるとき

- ・ 電話をかけるときは、あらかじめ用件とその内容をまとめておく。
- ・ 相手が電話に出たら、自分の所属と名前を伝える。
- ・ 用件を話す前に「いつもお世話になっております」「～のことでお電話いたしました。お時間よろしいでしょうか」等、挨拶や相手への気遣いを忘れない。
- ・ 依頼した場合や目上の人にかけての場合には、相手が受話器を置くのを確かめてから切る。

- (5) 時間やスケジュールを適切に管理する
- ・ 授業については、始業前に教室等へ行き、児童生徒が始業時に着席できているかどうかを確認できるようにする。
  - ・ 提出物は期限を必ず守る。必要に応じて、手帳等に、いつまでに、何を、誰に（どこに）出すのかをメモをしておく。
  - ・ 会議については、5分前集合を心がける。会議に用いる資料や筆記用具をあらかじめ準備しておく。
- (6) 持ち物や書類を適切に管理する
- ・ 自分の机回りにある持ち物やバッグ等について、常に整理整頓に心がけておく。書類等は見出しを付けたファイルに分類して綴じておく。
  - ・ パソコンのデータについても、書類と同様にフォルダに分類して保存しておく。
  - ・ 個人情報の取り扱いに細心の注意を払う。
  - ・ 退勤する際は、書類を机の上に出したままにしておかない。また、パソコンの電源を必ず切る。

こんな場面はどうする？

★電話で、相手に上司の名前を用いて応答するとき

A：「はい、〇〇学校のAです」

B：「△△学校のBです。いつもお世話になっております。教頭先生はいらっしゃいますか」

×A：「はい、教頭先生は今、いらっしゃいません」

○A：「申し訳ございません。あいにく教頭は今、席を外しております」

校外の相手（B）にとって、同じ職場にいる教頭とAは身内同士にあたるので、Aが教頭に敬称や敬語を使うのは誤りであるので気を付けたい。

★宛先の見本に従って、宛名を書くとき

（見本）

XXX-XXXX  
 愛知 ○○市  
 知 ○○町  
 太郎 センター  
 行 1番地



（実際）

XXX-XXXX  
 愛知 ○○市  
 知 ○○町  
 太郎 センター  
 様 1番地

見本が「行（ゆき）」なのは、見本を作る立場の方が自分の名前に敬称を付けないのが一般的だからである。しかし、宛名を書く際には、相手に敬意を表して、「様」とする。なお、宛先が学校や団体等のように担当者が不明の場合、「御中」とする。

## 14 研修・勤務条件

「学び続ける教師」を目指し、教師自身が自律的かつ主体的に学び、自らを高める姿は、よい影響を児童生徒に与える。

- (1) 教育公務員特例法(教特法)には、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」(第21条)、「教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない」(第22条)と規定されている。
- (2) 現在、教員の研修は校長・副校長及び教頭・中堅教員・初任者研修といった職種・経験別研修、国語・社会・理科といった教科別研修、市部・郡部といった地域別研修、その他分野別研修、民間研究団体、校内等、県内各地でさまざまな形態で活発に行われている。
- (3) 研修を形式的に見れば、次の三つに分けられる。

ア 自主的に行う研修

イ 勤務時間中に職務命令により行う研修

- ・ 勤務場所を離れて行う研修には出張命令が出される。旅費も支給される。
- ・ 事故に遭ったときは公務災害として補償の対象となる。
- ・ 職務命令が出されれば拒否することはできない。
- ・ 法律に基づく研修(初任者研修、中堅教諭等資質向上研修)等がある。

ウ 職務専念義務を免除されて参加する研修

教特法第22条2項に基づく研修である。職専免を承認するのは所属長(上司)である。この研修は、勤務時間中に職務専念義務が免除されるものであり、給与上も有給の扱いであるが、旅費は支給されず、研修中の事故は公務災害とならない。時期は学校運営に支障のない日とする。

### (4) 勤務時間の管理等

ア 勤務時間、週休日

・ 勤務時間

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分となるよう校長が定める。

・ 週休日(毎土曜日・日曜日)

週休日に勤務を命ずる必要がある場合は、その日を起算日とする4週間前の日からその日を起算日とする8週間後の日(学校運営上の支障により、この期間において振り替えることが困難な場合に限り、16週間後の日)までの期間に週休日の振替等を行う。

・ 平成27年度より時差勤務を導入

(詳細は「26教職第1140号」参照)

(令和4年度一部改正「4教職第1340号」参照)

#### イ 休憩時間

休憩時間は、勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間とし、勤務時間の途中に置く。したがって7時間45分勤務の場合、始業から終業までは8時間30分となる。休憩時間は勤務時間ではない。

#### ウ 時間外勤務

次に掲げる業務に従事する場合で、臨時または緊急にやむを得ない必要があるときは、校長は時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務）を命ずることができる。

- ・ 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ・ 学校行事に関する業務  
（修学旅行、林間学校、体育祭、文化祭等）
- ・ 職員会議に関する業務
- ・ 非常災害の場合、児童または生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

#### エ 休日

国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）は、勤務日であっても、特に勤務命令がない限り職務専念義務が免除される。

校長は休日に勤務することを命じた場合、その日を起算日とする前後4月内の日までの他の日に、勤務相当時間の代休を与えることができる。

#### オ 休暇、職務専念義務の免除

休暇、職務専念義務の免除の要件、手続きは、別表のとおりである。

これらに該当する場合は、職務専念義務が免除される。

休暇等は個別事由により、個別に手続きが必要である。

#### カ 欠勤

休日、休暇、職務専念義務の免除等の場合を除き、勤務時間中勤務しなければ欠勤となり、給与は減額され、懲戒処分または分限処分の対象となることがある。

#### キ 休職等

職員としての身分は保有するが、職務に従事しない。

- (ア) 私傷病 3年間（2年間は給与80%、3年目は無給）
- (イ) 公務災害 治療に必要な期間（給与は全額支給）
- (ウ) その他分限に関する条例に定める場合 その定めによる。
- (エ) 育児休業 生児が3歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業の承認を受けることができる（無給〈共済組合より育児休業手当金支給〉）。

- (オ) 大学院修学休業 専修免許状を取得するために、大学院に在学して、その課程を履修するために休業することができる(無給)。
- (カ) 自己啓発等休業 自発的に大学等の課程を履修し、または国際貢献活動を行うために休業することができる(無給)。
- (キ) 育児短時間勤務制度 小学校就学前の子を養育するために、短時間勤務を選択し、定められた勤務の形態により希望する日及び時間帯に勤務することができる。
- (ク) 配偶者同行休業制度 配偶者が外国で勤務等をする場合、配偶者と同行するために休業をすることができる。

## 休 暇 一 覧 表

令和8年4月1日現在

区分	事 由	日数または期間	単 位	提出書類	給 与	根 拠 規 程
年次休暇		年度20日 残日数があれば、翌年度に限り繰り越すことができる。	1 日 1 時間	要しない	有 給 100%	労働基準法 39条 勤務短時間条例 10条 勤務短時間規則 4条 学校職員の休暇等取扱要領3
療 養 休 暇	公務上の傷病及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)による疾病のため療養を要する場合	傷病による療養のために必要とされる最小限度の期間	1 日 (通院のため必要がある場合は1時間)	週休日を除きひきつづき6日以上にわたる場合及び時間単位の場合は、医師もしくは助産師の証明書又は勤務に服することができない旨を明らかにした書面	有 給 100%	勤務時間条例 11条 勤務短時間規則 4条の2 学校職員の休暇等取扱要領4 給与条例 29条
	勤務時間の短縮措置が講じられた場合	3月を超えない範囲内(ただし、校長が認めるときは、3月の範囲内でこれを延長することができる。)において、そのために必要な期間				
	上記以外の場合	上記の場合における療養休暇を与えられた日及びこれらの療養休暇にかかる傷病にかかる療養期間中の週休日、休日その他の療養休暇の日以外の勤務しない日を除いて連続して90日			有給(ひきつづき90日を超える場合は、その超える期間につき50%)	
特別休暇 ※1	(出生サポート休暇) 不妊治療を受ける場合	1年度につき5日(体外受精及び顕微授精を受ける場合にあっては10日)以内の期間	1 日 1 時間	診察券、領収書、治療の内容が分かる書類等を提示	有 給	勤務時間条例 12条 勤務短時間規則 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5 (1) ア
	(出産休暇) 出産する場合	産前産後を通じて16週間(多胎妊娠の場合にあっては22週間)。ただし、出産日後8週間を経過する日の前日までに産産休暇期間が満了する場合には、出産日後8週間を経過する日までとする。休暇の開始時期は、出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以降の日から出産予定日前4週間(多胎妊娠の場合にあっては10週間)までの期間。	1 日	出産予定日を記載した証明書及び出産証明書		労働基準法 65条 勤務時間条例 12条 勤務短時間規則 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5 (1) イ

区分	事由	日数または期間	単位	提出書類	給与	根拠規定
特別休暇 ※1	(育児参加休暇) 職員の妻が出産する場合で、当該出産にかかる子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき	妻の出産予定日前8週間目に当たる日(多胎妊娠の場合にあつては14週間目に当たる日)から出産の日以後1年を経過する日までの期間に、5日以内の期間。	1日 1時間	要しない	有給	勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)ウ
	(育児時間) 生後1年6月に達しない子を育てる場合	1日2回各1時間以内の期間	1時間 1分	育児時間を必要とする理由書(男性職員のみ)		労働基準法 67条 勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)エ
	(通勤緩和) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始まり又は終わりにおいて1日を通じて1時間以内の期間	1時間 1分	母子健康手帳又は医師の診断書		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条5項 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)ト
	(出産補助休暇) 職員の妻が出産する場合	妻の出産にかかる入院等の日から出産の日後2週間を経過するまでの間において2日以内	1日 1時間	要しない		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条5項 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)ニ
	(健康管理休暇) 女性職員が生理のため勤務が著しく困難である場合又は生理に有害な業務に従事する場合	1回について連続する3日以内	1日 1時間	要しない		労働基準法 68条 勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)キ
	(忌引休暇) 親族の死亡の場合	親族区分により別に定める日数以内の期間。遠隔地の場合、往復に要する日数を加算することができる。	1日	要しない		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)ク
	(配偶者、父母又は子の祭日休暇) 配偶者、父母又は子の祭日の場合	1日	1日	要しない		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)ケ
	(結婚休暇) 結婚する場合	結婚の日の5日前の日から結婚の日後1年を経過する日までの期間において、6日以内の期間。ただし、週休日又は、休日は期間に含めない。なお、「結婚の日」とは、婚姻届提出日、結婚式を挙げる日又は婚姻共同生活を始める日のいずれか早い日をいう。「結婚」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情を含む。※2	1日	要しない		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)コ
	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	1時間	事実を証明する書類を提示		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)サ、シ
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合		1日 1時間	裁判員として出頭する場合は呼出状の提示。裁判員として職務に従事した場合には事実を証明する書類の提示。		
骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄等を提供する場合	事実を証明する書類を提示又は提出			勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)ス、ソ、タ、チ、ツ		

区分	事由	日数または期間	単位	提出書類	給与	根拠規定
特別休暇	地震、水害、火災その他の災害により、現住居を滅失され、又は損壊された場合	必要と認められる期間	1日 1時間	勤務できない理由を明らかにする書類	有給	勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)ス、ソ、タ、チ、ツ
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により交通を遮断された場合			勤務できない理由を明らかにする書類 (報道等により交通遮断の事実が明らかである場合を除く)		
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合			身体の危険を回避するために勤務できない理由を明らかにする書類 (報道等により災害又は交通機関の事故等の事実が明らかである場合を除く)		
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第33条の規定により交通を制限され、又は遮断された場合			勤務できない理由を明らかにする書類		
	(保健指導、健康診査休暇) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは1週間に1回、出産後1年以内に1回、それぞれ1回について1日以内の期間	1日	母子健康手帳 又は医師の証明書を提示		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条5項 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)テ
	(妊娠障害休暇) 妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務が著しく困難である場合	1回の妊娠について14日以内の必要な期間	1日 1時間	母子健康手帳 又は医師の証明書を提示		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条5項 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)ナ
	(ボランティア休暇) 職員が自発的に、かつ報酬を得ないで、社会に貢献する活動を行う場合	1年度につき5日以内の期間	1日 1時間	ボランティア活動計画書		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条4項 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)セ
※1 (子の看護等休暇) 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、負傷し若しくは疾病にかかった当該子の世話をを行う場合、疾病の予防を図るために必要なものとして子に予防接種若しくは健康診断を受けさせる場合又は学校保健安全法の規定による学校の休業(学級閉鎖等)若しくは出席停止により当該子の世話をを行う場合	1年度につき5日以内(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日以内)の期間	1日 1時間	子の看護等を必要とする理由書※3	勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条1項 5条2項 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)オ		
(短期介護休暇) 要介護者(①配偶者②父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹③職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者又は配偶者の子で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者)の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行う場合	1年度につき5日以内(要介護者が2人以上の場合にあっては10日以内)の期間	1日 1時間	要介護者の状態等申出書	勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条3項 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)カ		

区分	事由	日数または期間	単位	提出書類	給与	根拠規定			
特別休暇※1	(家族休暇) 第一号から第四号のいずれかの事由に該当する場合	全ての事由を通じて1年度につき9日以内。 ただし第一号の場合にあっては、1年度につき6日以内の期間。	1日 (3時間45分又は4時間勤務日は半日)	要しない	有給	勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条5項 5条6項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)又			
	第一号						(夏季) 夏季において心身の健康維持と増進又は家庭生活の充実を図る場合		
	第二号						(家族看護) 負傷し、若しくは疾病にかかった配偶者、1親等の親族(ただし、中学校就学の始期に達するまでの子を除く)及び2親等の親族(祖父母、孫又は兄弟姉妹に限る)並びに職員と同居している2親等(祖父母、孫又は兄弟姉妹を除く)及び3親等の親族の看護を行う場合又は、義務教育を終了しない子(中学校就学の始期に達するまでの子を除く)に予防接種を受けさせる場合	1日 1時間	看護のための家族休暇を必要とする理由書 ※3
	第三号						(子の参観) 職員の子の在籍する学校等が実施する行事に出席する場合	1日 1時間	学校等からの通知文等、実施を証明できる文書の提示
	第四号						(長期勤続者の旅行等) 職員として20年25年又は、30年の在職期間を経過し、基準日から起算して1年以内に旅行等によりリフレッシュを図る場合 「基準日」とは20年、25年又は30年の在職期間を経過後の最初の4月1日とする。	1日	要しない
介護休暇	要介護者の介護をする必要がある場合	被介護者の各々が介護を必要とする一継続する状態ごとに3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間	1日 1時間	医師の証明書、在宅寝たきり老人等福祉手当受給資格認定通知書の写し、その他勤務できない理由を明らかにする書類	無給	勤務時間条例 13条 勤務時間規則 6条 学校職員の休暇等取扱要領 6			
介護時間		被介護者の各々が介護を必要とする一継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間につき2時間以内	30分			勤務時間条例 13条の2 勤務時間規則 6条の3 学校職員の休暇等取扱要領 7			

※1 「妻」「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係(※2)と同様の事情にある者を含む。

※2 「届出をしないが事実上婚姻関係と同様事情」には、愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱(令和6年3月18日5人推第187号)第2条第1号に規定するパートナーシップ関係(他の地方公共団体における類似の制度による関係で、これに相当するものを含む。)を含む。

※3 学校の「特別休暇等及び職免承認簿・欠勤簿」の管理方法によっては省略可能

## 職務専念義務の免除一覧表

令和8年4月1日現在

区分	事由	日数または期間	単位	提出書類	給与	根拠規定	
職務専念義務の免除	教特法22条に基づく研修(教員のみ)	承認された期間	1日 半日	研修承認申請書 研修報告書	有給	教特法 22条2項	
	厚生に関する計画の実施に参加する場合	〃	1日 1時間	当該事案を証明する書類		職免条例 2条2号	
	特別職の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合	〃	県教委の承認を要する	〃		〃	職免規則 2条1号
	職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合	〃		〃		〃	職免規則 2条2号
	県行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合	〃		〃		〃	職免規則 2条3号
	人事委員会に対する措置要求、審査請求をする場合又は当事者として人事委員会へ出頭する場合	〃	〃	〃		〃	職免規則 2条4号
	職員からの苦情相談に関する規則第4条に規定する人事委員会が行う事情聴取、照会、その他の調査に応じる場合	〃	〃	〃		〃	職免規則 2条5号
	その他、任命権者が定める場合 ・大学通信教育面接授業参加	1年度につき40日以内	1日	面接授業参加許可書の写し等		職免規則 2条6号 46. 7. 8「大学通信教育面接授業に参加する場合の職務に専念する義務の免除について」	
・消防団活動等従事	1年度につき40時間以内	1時間	消防団員(水防団員)就任届又は消防団長名等の消防団員等であることの証明書	62. 9. 22「消防団活動等に従事する場合の職務に専念する義務の免除について」			
・健康診断受診	承認された期間	1日 1時間		57. 4. 1「健康診断を受診する場合の職務に専念する義務の免除について」			
・風しんに関する血清抗体検査参加	〃	1時間		53. 2. 13「風しんに関する血清抗体検査に参加する場合の職務に専念する義務の免除について」			
・成分献血	〃	〃	〃	63. 6. 20「献血する場合の職務に専念する義務の免除について」			
・妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	〃	〃	〃	10. 3. 31「妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合の職務に専念する義務の免除について」			
・新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合	〃	1日	医師の証明書 その他勤務できない理由を明らかにする書面	21. 5. 25「新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合の職務に専念する義務の免除について」			

注：上記の職務専念義務の免除は、教特法22条に基づく研修を除き、県立学校の教職員の例である。

小中学校の教職員の職務専念義務の免除については、各市町村の条例、規則等による。

地公法55条8項に基づく適法な交渉を行う場合	承認された期間	1日 1時間		有給	職員団体のための職員のための制限の特例に関する条例 2条1号
------------------------	---------	-----------	--	----	--------------------------------

(5) 教職員の給与制度（令和8年4月現在）

教職員の給与については、職員の給与に関する条例により次のとおり取り扱っている。

ア 給料及び初任給

初任給基準（小・中学校勤務で前歴なしの者）

給料表	職務	基準学歴	級・号給	左の額
教育職 (二)	教諭 養護教諭 栄養教諭	大学卒	2-17	271,700円
		短大卒	2-7	254,400円

イ 昇給

教職員が昇給日（4月1日）前、1年間の全部を良好な成績で勤務したときの昇給の号給数は4号給（55歳を超える職員にあっては0号給）を標準とする。

ウ 手当

教職員には、給料の他に次の諸手当が一定要件のもとで支給される。

- ①扶養手当、②地域手当、③住居手当、④通勤手当、⑤単身赴任手当、⑥特殊勤務手当、⑦へき地手当、⑧宿日直手当、⑨管理職手当、⑩期末手当、⑪勤勉手当、⑫義務教育等教員特別手当、⑬退職手当

エ 主な手当の支給要件

(7) 扶養手当

a 要件

他に生計の途がなく主に職員の扶養を受けていること。

b 支給額

①子 13,000円

（15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は5,000円を加算）

②その他の扶養親族 6,500円

(イ) 住居手当

a 要件

月額16,000円を超える家賃を支払って賃貸住宅に居住していること。

b 支給額

家賃額の約半額を支給（最高限度支給額 月額28,000円）

(ウ) 通勤手当

a 要件

①自宅～学校が2 km以上あること。

②電車・バス等の交通機関を利用して通勤していること。

③自動車等の交通用具を使用して通勤していること。

b 支給額（最高限度支給額 月額150,000円）

①交通機関利用者

(a) 定期券を発行している場合、原則として6か月定期券の価額を4月及び10月に一括支給

(b) 定期券を発行していない場合、回数乗車券等により算出した通勤21回分の額を毎月支給

②交通用具使用者 使用距離に応じて2,400～67,100円

※ 上記(ア)から(ウ)の手当を受給するためには、職員からの届出が必要となっているので、その要件の詳細については、各学校の事務担当者に照会すること。

オ その他

教諭、養護教諭、栄養教諭等には、その職務と勤務態様の特殊性に着目して教職調整額（給料月額の5%相当）が支給される。

## 15 愛知県の教育行政組織

－公立学校の設置・管理について－

県・市町村を地方公共団体というが、その県・市町村は、住民の信託に基づいて、小・中・義務教育学校は市町村が、高等学校、特別支援学校、附属中学校及び夜間中学は県または市町村が設置し管理することになっている。県や市町村の学校の設置・管理等の教育事務は、それぞれの教育委員会が行っている。

愛知県教育委員会は、現在、教育長のほか5人の教育委員で構成され、会議を開き、教育に関しての重要な事項を審議・決定していく。

県教育委員会の所掌事務（法律で定められている教育委員会が執行すべき事務）の具体的な執行にあたる機関である教育長の統括の下に、本庁に10課、地方機関に5事務所、1支所及び1教育指導室を置き、教育委員会の事務を処理している。なお、名古屋市は指定都市であるため、県から独立して任命権等を保持し、教育行政を執行している。

こうして、教育委員会は行政機関として、教育機関である学校を管理する。管理するということは、校舎その他の施設及び教具等の整備、教職員の任免や研修、学校の組織編制、教育課程、教材の取り扱い、学校給食等を、教育委員会の権限と責任により行うことである。なお県教育委員会、市町村教育委員会には、専門職員として指導主事・教育主事及び管理主事が置かれている。

教育委員会の事務は膨大でかつ広域に及んでおり、多数の学校を直接管理することはできない。そのため、管理の基本方針を明示し、その方針に基づいて校長が管理することが多い。校長は、学校経営の職務を校務分掌という形で、所属する教職員に分担させ、合理的、能率的な教育機関としての学校の機能を発揮させ、教育委員会と一体となって住民の信託に応えるよう管理を全うするのである。

## 16 教員の身分と服務

### (1) 身分

ここでいう教員とは、副校長・教頭・主幹教諭・教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭・講師（常勤）を指すが、公立学校の教員は「地方公務員」としての身分をもつ。したがって、教員は地方公務員法の適用を受けるが、教育という職責の特殊性に基づき、「教育公務員」として幾つの特例が設けられている。

初めて愛知県で公立学校の教員となった者は、条件付採用であり、採用の日から小・中学校とも1年間（養護教諭・栄養教諭は6か月）、その職務を良好な成績で遂行したとき、初めて正式採用となる。

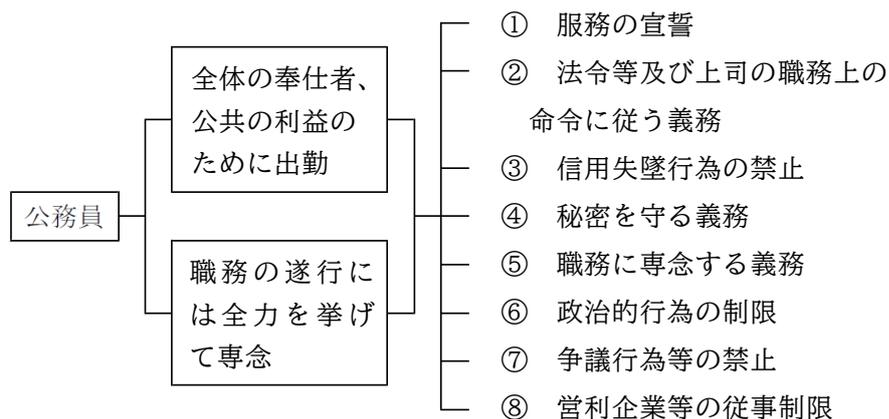
### (2) 服務の根本基準（地方公務員法30条）

公務員である以上「全体の奉仕者」であって、一部の奉仕者ではないので、公共の利益のために勤務しなければならない。また、職務の遂行に当たっては「全力を挙げて」これに「専念」しなければならない。

### (3) 「基準」に基づく義務や制限・禁止の条項

#### ア サービスの宣誓（地方公務員法31条）

新たに教員となったときは、上司の面前で、条例の定める「宣誓」をしなければ、その職務を行えないことになっている。それは、公務員の在り方を自覚し、誠実かつ公正に職務を執行することを住民全体に誓う行為である。



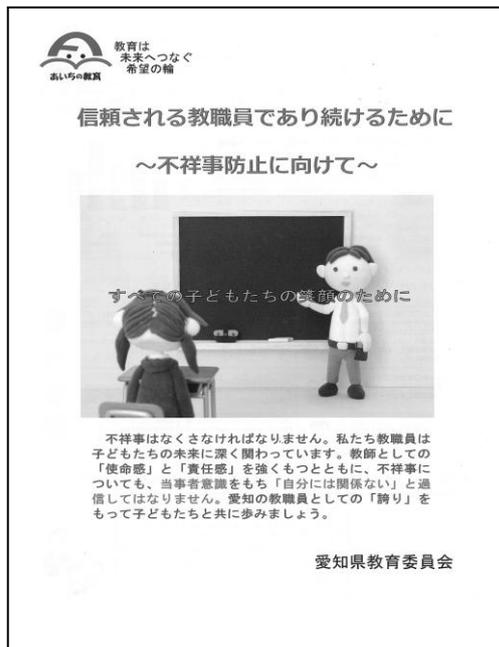
#### イ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法32条）

職務を執行するに当たっては、法令・条例・規則・規程に従うことはもちろん、上司（例えば校長）の職務上の命令（文書・口頭を問わず）に忠実に従わなければならない。

## ウ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法33条）

公務員には、公務員全体の職に共通する信用があるが、なお、その上に教員には教員特有の信用がある。そういう信用を傷つけたり、失ったりする行為をしてはならない。

例えば、わいせつ、各種ハラスメント等の行為、交通事故、体罰、個人情報情報の紛失はこれに当たる。



【信頼される教職員であり続けるために～不祥事防止に向けて～】

## 教職員の相談窓口

- ・ 公立学校共済組合（全国）相談事業 教職員メンタルヘルス相談  
電話 0120-783-269
- ・ 公立学校共済組合（愛知）保健事業  
メンタルヘルス相談 指定の医療機関のうち希望する機関へ直接  
電話予約。詳細は、「福利あいち 令和8年度保存版」参照。  
※ 相談内容：心の健康問題（仕事・健康・家族等）に関わること

## 各種ハラスメントに関する相談窓口

- ※ 各種ハラスメントの相談については、サービスを管理監督する市町村教育委員会が相談窓口となります。
- ※ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント相談については、愛知県総合教育センターも相談窓口となります。

愛知県総合教育センター 子ども支援課 こころの支援G  
電話 0564-83-9743（ダイヤルイン）  
火曜日・木曜日（休日を除く）午前9時から正午まで

エ 秘密を守る義務（地方公務員法34条）

医師や警官と同様、教員もまた職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退職後も同様である。児童生徒の成績を第三者に話したり、試験問題を事前に漏らしたりする行為はこれに当たる。

オ 職務に専念する義務（地方公務員法35条）

勤務時間中は職務遂行のために注意力の全てを注ぎ、その職務に専心従事しなければならない。

ただし、この義務が免除される場合が、特例として法律や条例に示されている。

カ 政治的行為の制限（地方公務員法36条、教育公務員特例法18条、国家公務員法102条、人事院規則14-7、教育基本法14条2項）

特定の政党を支持したり、反対したりするための政治教育や政治的活動、児童生徒に対する教育上の地位を利用した選挙運動、政党・政治団体の役員、政治的顧問等になることなど、禁じられている政治的行為は、全国どこにおいても行うことができない。

キ 争議行為等の禁止（地方公務員法37条）

一般の地方公務員と同じく教員も、使用者としての住民に対し、ストライキ、怠業その他の争議行為をしたり、団体機関における教育活動の能率を低下させる怠業的行為をしたりしてはならない。また、このような行為を企てたり、共謀したり、唆したり、あおったりしてはならない。

ク 営利企業等の従事制限・兼職及び他の事業等の従事（地方公務員法38条、教育公務員特例法17条）

公立学校の職員は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする会社・団体の役員等を兼ねたり、自ら営利目的の私企業を営んだり、報酬を受けて事業や事務に従事したりしてはならない。しかし、特例として、教育に関する他の職を兼ねたり、その事業・事務に従事したりすることが本務の遂行に支障がないと教育委員会が認める場合には、兼職・兼業が認められることもある（所属長によく相談すること）。

## 17 福利厚生制度

### (1) 公立学校共済組合について

公立学校の職員は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された、公立学校共済組合の組合員となる。

共済組合は、組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、公務の能率的運営に資することを目的とし、その目的を達成するために、大きく分けて次の三つの事業を行っている。事業に必要な費用は、「組合員の掛金等」と「地方公共団体等の負担金」によって賄われている。

#### ア 短期給付事業

組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡等に対して、法律や定款に基づいて給付を行っている。

#### イ 長期給付事業

組合員が、65歳に達したときや在職中の傷病がもとで障害のある状態になったとき、あるいは不幸にして死亡したときに、老後の生活や残された家族の生活の支えとして、年金や一時金の支給を行っている。

#### ウ 福祉事業

組合員の福祉の向上を図るため、次の事業を行っている。

##### (ア) 保健事業

組合員の健康管理及び保養のための事業として、人間ドック、メンタルヘルス相談、宿泊施設利用補助等を行っている。

##### (イ) 医療事業

組合員及びその家族（被扶養者）の疾病の治療及び医療相談等を行うための直営病院（8病院）の経営を行っている。

##### (ウ) 宿泊事業

組合員及びその家族の宿泊、会合等の利用に供するため、全国各地に宿泊施設、保養施設を設置し、その経営を行っている。県内には、「ルブラ王山」がある。

##### (エ) 貸付事業

組合員の臨時の支出に必要な資金の貸付けを行っている。

貸付種別	貸付限度額	貸付種別	貸付限度額
一般貸付け	200万円	医療貸付け	120万円
住宅貸付け	1,800万円	結婚貸付け	200万円
住宅災害貸付け	1,900万円	葬祭貸付け	200万円
介護住宅貸付け	300万円	高額医療貸付け	高額療養費相当額
教育貸付け	550万円	出産貸付け	出産費又は 家族出産費相当額
災害貸付け	200万円	特別貸付け	200万円

※1 住宅・住宅災害貸付けについては、給料月額・組合員期間により、限度額が異なる。

※2 引き続き組合員期間が6月以上の者が対象。

(2) 愛知県教育職員互助会について

愛知県教育職員互助会は、会員及びその親族の生活の安定と福祉の増進を図り、もって愛知県教育の振興発展に寄与することを目的とし、その目的を達成するために、大きく分けて次の二つの事業を行っている。事業に必要な費用は、主に「会員の掛金」によって賄われている。

ア 福利厚生事業

会員及び親族の生活の安定と福祉の増進に資するため、医療費補助や健康増進・元気回復等の活動を支援するカフェテリアプラン等を行っている。

イ 愛知県教育委員会等の受託事業

愛知県教育委員会等から貯蓄金管理事務を受託し、福祉貯金として行っている。

※ 福祉貯金の概要

愛知県教育委員会等が実施する社内預金制度で、その事務は愛知県教育職員互助会に委託されている。

◆ 貯金利率 年0.5%

◆ 積立金額等

毎月給与支給日に支給額の範囲内で10万円を限度とし、1,000円の整数倍の金額を積立（預入上限額 800万円）

積立金は、指定日までの請求により、払戻し・解約可。

参考

授業づくりや学級指導、生徒指導等に役に立つサイト

国や県では、教育に関わるさまざまな資料や動画を紹介しています。

	アドレス (URL)	概要
文部科学省	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/a002.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/a002.htm</a>	学習指導要領・特別支援教育等の資料や動画等
NITS 独立行政法人教職員支援機構	<a href="https://www.nits.go.jp/">https://www.nits.go.jp/</a>	学習指導や学習評価、ICT等に関する動画等
愛知県教育委員会 義務教育課	<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gimukyoiku/">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gimukyoiku/</a>	教科指導、生徒指導、外国人児童生徒指導、ICTを活用した教育に関する資料等
愛知県総合教育センター	<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sogokyoiku-c/">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sogokyoiku-c/</a>	教科指導の資料、自由応募のeラーニング講座等

これら以外にも、各都道府県の教育委員会や教育センターでは、教育に関わる取組をウェブページ等で紹介しています。

令和8年度（小・中・義務教育学校）新しく先生となるみなさんへ  
令和8年4月発行

愛知県教育委員会

〒460-8534

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 <052> 961-2111（代表）

義務教育課

電話 <052> 954-6799（ダイヤルイン）

ウェブページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gimukyoiku/>



愛知県総合教育センター

学校支援研修課キャリアアップ研修推進G

〒444-0802

愛知県岡崎市美合町字並松1番80

電話 <0564> 83-9154（ダイヤルイン）

ウェブページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sogokyoiku-c/>

